

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【事業年度】	第13期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中富 一郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理部長 西山 達男
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目2番2号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理部長 西山 達男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月	第9期 平成17年3月	第10期 平成18年3月	第11期 平成19年3月	第12期 平成20年3月	第13期 平成21年3月
売上高 (千円)	113,434	107,856	103,430	262,718	353,648
経常損失 (千円)	503,775	803,843	727,444	491,607	523,742
当期純損失 (千円)	509,457	974,330	729,446	494,032	524,480
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,334,200	1,583,805	2,308,553	2,630,093	2,667,589
発行済株式総数 (株)	5,483	60,433	88,013	122,963	127,079
純資産額 (千円)	1,512,540	1,037,986	1,758,731	1,907,779	1,458,242
総資産額 (千円)	1,597,444	1,412,400	1,991,944	2,044,217	1,529,327
1株当たり純資産額 (円)	275,859.95	17,175.82	19,982.06	15,514.65	11,475.09
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失 (円)	92,915.74	17,726.56	11,663.22	5,464.79	4,194.57
潜在株式調整後1株当 り当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	94.7	73.5	88.3	93.3	95.4
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	686,266	663,009	588,172	456,620
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	42,501	61,816	18,605	3,998
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	799,210	1,142,513	643,080	74,993
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	-	1,300,636	1,718,325	1,754,627	1,369,002
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	27 (4)	35 (6)	34 (6)	35 (8)	28 (4)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3 第10期から第11期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、第12期から第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第9期については、当該監査を受けておりません。

- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につき、第9期から第13期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 5 自己資本利益率につき、第9期から第13期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 6 第9期から第11期の株価収益率につき、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。また、第12期から第13期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 7 純資産額の算定にあたり、第11期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 8 第10期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しているため、第9期については営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 9 第9期は、Debiopharm S.A.との共同研究契約締結に伴う契約一時金（アップフロント）収入等により、113,434千円の売上高を計上しましたが、自社開発パイプラインであるナノプラチン[®]（NC-6004）の非臨床試験の実施により、研究開発費が220,980千円増加したこと等により、503,775千円の経常損失を計上しました。
- 10 第10期は、エーザイ株式会社との共同研究契約に基づく研究開発協力金収入及びマイルストーン収入並びにDebiopharm S.A.からの研究開発協力金収入等により、107,856千円の売上高を計上しておりますが、自社開発パイプラインであるナノプラチン[®]（NC-6004）の英国における第I相臨床試験準備を推進し、研究開発費を552,771千円計上したこと等により、803,843千円の経常損失を計上しました。
- 11 第11期は、キリンビール株式会社（現：協和発酵キリン株式会社）との共同研究契約に基づく研究開発協力金収入及びエーザイ株式会社からの研究開発協力金収入並びにDebiopharm S.A.からの研究開発協力金収入等により、103,430千円の売上高を計上しましたが、ナノプラチン[®]（NC-6004）の第I相臨床試験の実施等により研究開発費441,641千円を計上したこと等により、727,444千円の経常損失を計上しました。
- 12 第12期は、Debiopharm S.A.からの契約一時金収入及び日本化薬株式会社からのマイルストーン収入等により262,718千円の売上高を計上しましたが、ナノプラチン[®]（NC-6004）の臨床開発を積極的に推進し、研究開発費329,863千円を計上したこと等により、491,607千円の経常損失を計上しました。
- 13 第13期は、Debiopharm S.A.からの治験用製剤収入及びマイルストーン収入、並びにOrient Europharma Co., Ltd.からの治験用製剤収入及びマイルストーン収入等により353,648千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費295,594千円を計上したこと等により、523,742千円の経常損失を計上しました。
- 14 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 15 当社は、平成18年3月9日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

2【沿革】

年月	事項
平成8年6月	ナノテクノロジーを利用したミセル化ナノ粒子を医薬品開発に応用・実用化することを目的として、ナノキャリア株式会社を東京都世田谷区に設立
平成9年8月	日本油脂株式会社と新規ブロックコポリマーの共同開発契約を締結（その後、平成15年12月15日にポリマーの独占的製造供給に関する契約を締結）
平成11年10月	千葉県柏市の東葛テクノプラザ内に本社を移転し、研究所を開設
平成13年1月	株式会社先端科学技術インキュベーションセンター（現：株式会社東京大学TL0）と「シスプラチン内包高分子ミセル」に関する実施許諾契約書を締結
平成14年6月	日本化薬株式会社とパクリタキセルミセルに関する実施許諾基本契約を締結
平成15年7月	東京都中央区に東京オフィスを開設
平成16年5月	国内においてライセンスアウト先の日本化薬株式会社のパクリタキセルミセル（NK105）の第 相臨床試験開始
平成16年5月	国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TL0と「ジアミノシクロヘキサン白金（II）とポリ（カルボン酸）セグメント含有ブロック共重合体との配位錯体、その抗腫瘍剤」に関する実施許諾契約書を締結
平成16年8月	千葉県柏市の東大柏ベンチャープラザ内に本社及び研究所を移設・拡充
平成17年3月	スイスのDebiopharm S.A.と、当社が有するミセル化ナノ粒子技術によるダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）の共同研究に関するRESEARCH COLLABORATION AND OPTION AGREEMENTを締結
平成18年5月	英国においてシスプラチン誘導体ミセルであるナノプラチン [®] （NC-6004）の第I相臨床試験開始
平成18年7月	株式会社東京大学TL0と「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」に関する独占ライセンス契約を締結
平成18年8月	独立行政法人科学技術振興機構と「物理吸着型高分子ミセル医薬」特許に関して、パクリタキセルミセル（NK105）の研究、開発及び販売を行うための新技術開発あっせん契約書（ライセンス契約）を締結
平成19年2月	国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TL0と「pH応答性高分子ミセルの調製に用いる新規ブロック共重合体及びその製造法」に関する独占ライセンス契約を締結
平成19年10月	Debiopharm S.A.とダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）のライセンス及び供給に関するLICENSE AND SUPPLY AGREEMENTを締結
平成19年11月	日本化薬株式会社のパクリタキセルミセル（NK105）の第 相臨床試験開始
平成20年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成20年4月	株式会社東京大学TL0と核酸用ミセルに関する独占ライセンス契約を締結
平成20年9月	台湾のOrient Europharma Co.,Ltd.とナノプラチン [®] （NC-6004）のアジア地域におけるライセンス及び共同開発契約締結
平成20年12月	台湾においてライセンス先のOrient Europharma Co.,Ltd.とナノプラチン [®] （NC-6004）の第 相/第 相臨床試験申請承認
平成21年3月	欧州においてライセンスアウト先のDebiopharm S.A.がダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）の第 相臨床試験開始
平成21年5月	国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TL0と「カチオン性のポリアミノ酸」に関する独占ライセンス契約を締結

3【事業の内容】

当社の主たる事業目的は、日本発のナノテクノロジーに基づくミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に提供することです。

(1) 当社設立の経緯

水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコールからなる親水性ポリマーと水に溶けにくい性質を示すポリアミノ酸からなる疎水性ポリマーを分子レベルで結合させたブロックコポリマー（*1）は、水中で自己会合（*2）することによって、外側が親水性ポリマーで内側が疎水性ポリマーという明確な二層構造を有する直径数十ナノメートル（nm）（*3）の高分子ミセル（*4）（以下ミセル化ナノ粒子という）を形成します。東京大学の片岡一則教授、東京女子医科大学の岡野光夫教授（現 当社取締役）及び神奈川科学技術アカデミーの横山昌幸プロジェクトリーダーらはミセル化ナノ粒子を医薬品として応用することを目標に研究を重ね、静脈内投与した場合、血中に薬物が長時間循環することができ、効果が持続する薬物キャリア（*5）となり得ることと、がん組織等の病変部へ蓄積（標的化）することを証明しました。

ミセル化ナノ粒子の実用化を目的に、代表取締役社長CEO 中富一郎が、前述の大学研究機関の発明者らとともに平成8年6月に当社を設立いたしました。その後、当社は平成11年10月に千葉県柏市に本社及び研究施設を設け、次世代の新薬製品化のための設備を整備し、合成研究、薬効評価研究およびパイロットスケール（*6）での製剤製造に関する研究を行っております。

(2) 当社技術の特長

1) ナノメートルレベルの大きさであることの利点

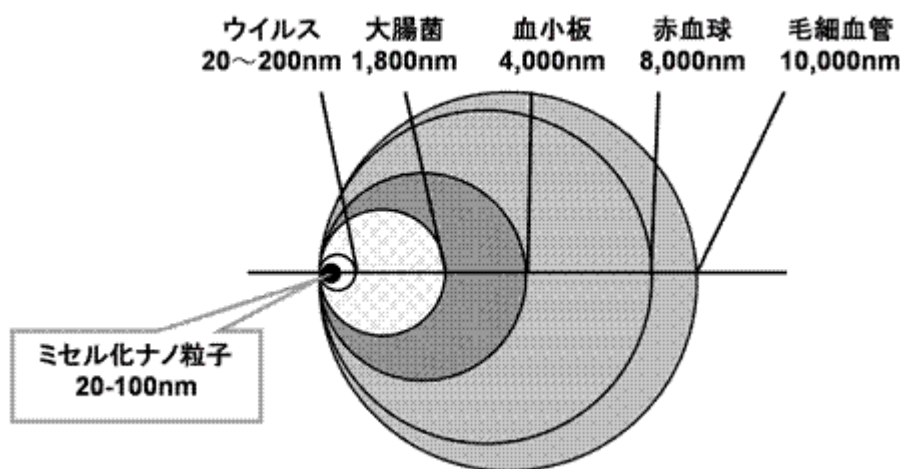
当社のミセル化ナノ粒子の技術は高分子化学とナノテクノロジーを融合したものと いえます。「ナノテクノロジー」とは、1ナノメートル=10億分の1メートル単位に相当する極めて小さな分子及び物質等の構造と機能を制御する科学技術のことです。

当社のミセル化ナノ粒子は下図に示すように血液の中にある赤血球や血小板等の血液成分、あるいは大腸菌などに比べて小さく、ウイルスの大きさと同じ程度です。水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコールと呼ばれるポリマーと水に溶けにくい性質を示すポリアミノ酸を一つの分子として結合させ、これを水の中できき混ぜると数十から数百の分子が集まり、外側がポリエチレングリコールで内側がポリアミノ酸となった球状の粒子を形成します。この粒子の内部(ポリアミノ酸部分)に薬物を封じ込めたもの(封入したもの)が当社の開発するミセル化ナノ粒子です。(後述の<ミセル化ナノ粒子への薬物の封入方法>参照)

これまでの多くの研究では、種々のサイズの粒子が血管内投与されると、3,000nm程度以上の大きな粒子は肺に、300nm程度以上の粒子は脾臓に、100nm程度以上の粒子は肝臓に捕捉されてしまうことが知られています。しかし当社のミセル化ナノ粒子のような100nmより小さな粒子であればこれらの臓器に捕捉される量を減らすことができます。一方、タンパク質の一種である抗体などは血液に入った細菌などの粒子の表面に吸着して免疫細胞などに食べられやすくする働き(免疫機構)があることが知られています。しかし、当社のミセル化ナノ粒子の表面を覆うポリエチレングリコールは免疫機構から異物と認識されにくい性質を持つことから、粒子を静脈内に注射した後、血液の中を長時間循環することが可能となります。このようにミセル化ナノ粒子に薬物等を封じ込めることで血中に長く留めることが可能となるため、その結果、下記の理由により薬の効き目を高めることが期待されます。

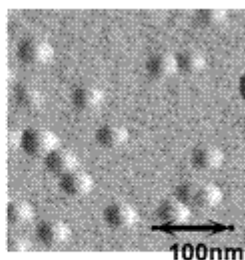
がん組織は正常組織とは異なり細胞の増殖が速く、細胞が多くの栄養を必要とするために新生血管(*7)が多く形成されるといわれています。このような新生血管は急激に形成されるため血管を形成する細胞同士の間隔が正常細胞と比べて広く、透過性が高くなっているため、100nm以下のミセル化ナノ粒子が容易にすり抜けることができると考えられます。ミセル化ナノ粒子が長く血液の中を循環するうちにポケットに入るかのようにがん組織に集まると考えられています。(3) 当社技術の特長のまとめ参照)

<ミセル化ナノ粒子のサイズ>(当社作成)



<ミセル化ナノ粒子の一例>

(原子間力顕微鏡 (AFM) による)



出典: A. Harada and K. Kataoka, Macromol. Symp. 172, 1-9 (2001)

2) ミセル化ナノ粒子の素材について

安全性の高い素材

ミセル化ナノ粒子を医薬品として生体に投与するためには安全性が高いことが必須の条件となります。当社が使用しているミセル化ナノ粒子の素材は、水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコールと水に溶けにくい性質を示すポリアミノ酸の二つのポリマーのブロックを一つにつなぎ合わせたブロックコポリマーと呼ばれるポリマーです。ポリエチレングリコールは医薬品への使用実績もあり、ポリアミノ酸も生体成分であるアミノ酸が繋がったものであることから安全性が高いと考えられています。

加工しやすい素材

ポリエチレングリコールはエチレングリコールという分子がいくつもつながったものですが、この分子の数を減らすことができます。また、ポリアミノ酸もアミノ酸がいくつもつながっており、この分子の数を減らすことができます。このように分子の数を減らすことでミセル化ナノ粒子の大きさや、薬物のミセル化ナノ粒子内部への封じ込める量を変えることができます。また、アミノ酸の種類や、アミノ酸の構造を化学的に変化させることもできることから、封じ込める薬物の性質に最適なミセル化ナノ粒子を調製することが可能になります。このようにして得られたミセル化ナノ粒子は元の薬物の性質および体内における吸収、分布や排泄を変える可能性があることから、元の薬物と比較して優れた薬効・安全性を有する新薬を生み出すことが期待できます。

3) 当社のミセル化ナノ粒子の3つのシステムについて

当社のミセル化ナノ粒子は、以下に示すように3つのシステムに分類され、用途に応じた使い分けや、組み合わせが可能です。

NanoCap[®]システム：

ミセル化ナノ粒子の内側を油の性質に近づけた、水に溶けにくいポリアミノ酸にすることで、水に溶けない薬物をそのままの状態に油に溶かすような原理で封じ込めるシステムです。

MediCelle[®]システム：

薬物によってはプラスやマイナスの電気を帯びているものがあります。このような薬物はポリマーの一部がその反対の電気を帯びるものを使うことで、磁石が引き合うような作用によりミセル化ナノ粒子に封じ込めることができます。また、薬物とポリアミノ酸の一部を化学的に結合することにより、ミセル化ナノ粒子に封じ込めることもできます。

NanoCoat[®]システム：

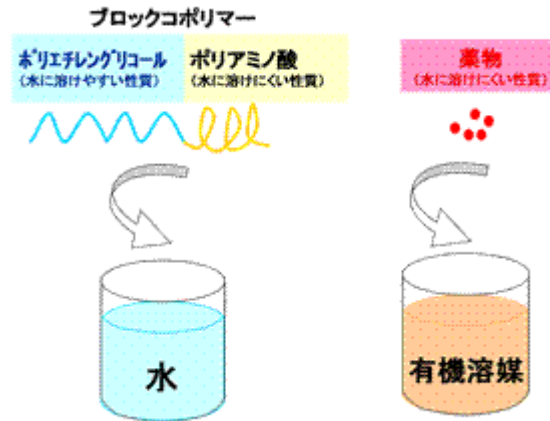
薬物を封じ込めたミセル化ナノ粒子の表面に、がん細胞と選択的に結合するセンサーのような働きをする物質を付けることで効率よくがん細胞に結合させるようなシステムです。センサーのような働きをする物質には抗体(*8)のような物質を使うことができます。

以上のシステムを用いると、障害性のある有機溶媒(*9)や界面活性剤を使うことなく難溶性薬物の溶解が可能になると考えられます。また、結合様式の違い等により薬物放出の制御や疾患部位へのターゲティングが可能になるとも考えられます。当社は、このような特性を活かし、通常の低分子薬のみならず、生理活性ペプチド(*10)やタンパク質、および核酸等の高分子の薬物へ応用できる可能性があると考え研究開発を行っております。

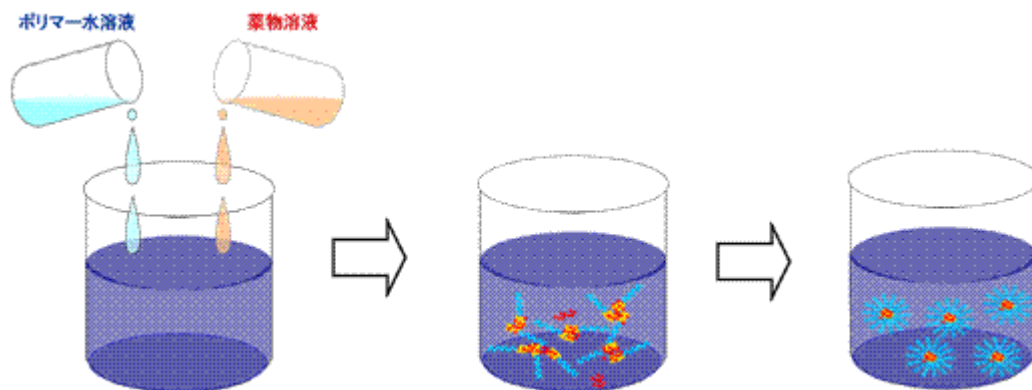
<ミセル化ナノ粒子への薬物の封入方法> (当社作成)

下図は、当社のミセル化ナノ粒子への薬物封入方法を模式的に示したものです。ミセル化ナノ粒子の外側を形成するポリエチレングリコールと内側を形成するポリアミノ酸からなるブロックコポリマーと、水に溶けにくい薬物を混合し、攪拌することで、薬物がポリアミノ酸の内側に封じ込められることによりミセル化ナノ粒子となります。

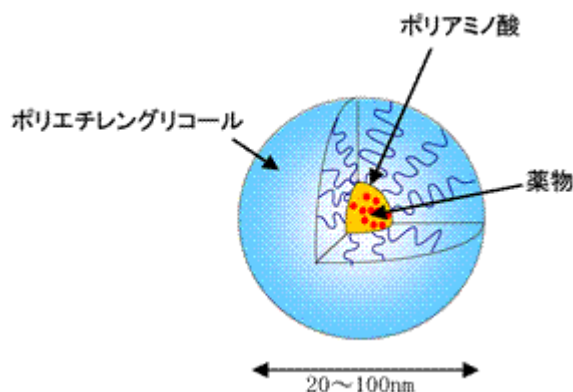
ミセル化ナノ粒子は、ポリエチレングリコールとポリアミノ酸からなるブロックコポリマーを用いて調製します。このブロックコポリマーを水に溶かし、水に溶けにくい薬物、例えば抗がん剤をアルコールのような有機溶媒に溶かします。



この2つの溶液を混ぜ、十分に攪拌すると、水に溶けやすい部分が水と触れる外側に、水に溶けにくい部分が内側になり、薬物が封じ込められた粒子（ミセル化ナノ粒子）を形成します。出来上がったミセル化ナノ粒子の入った溶液から有機溶媒を除く操作を行います。



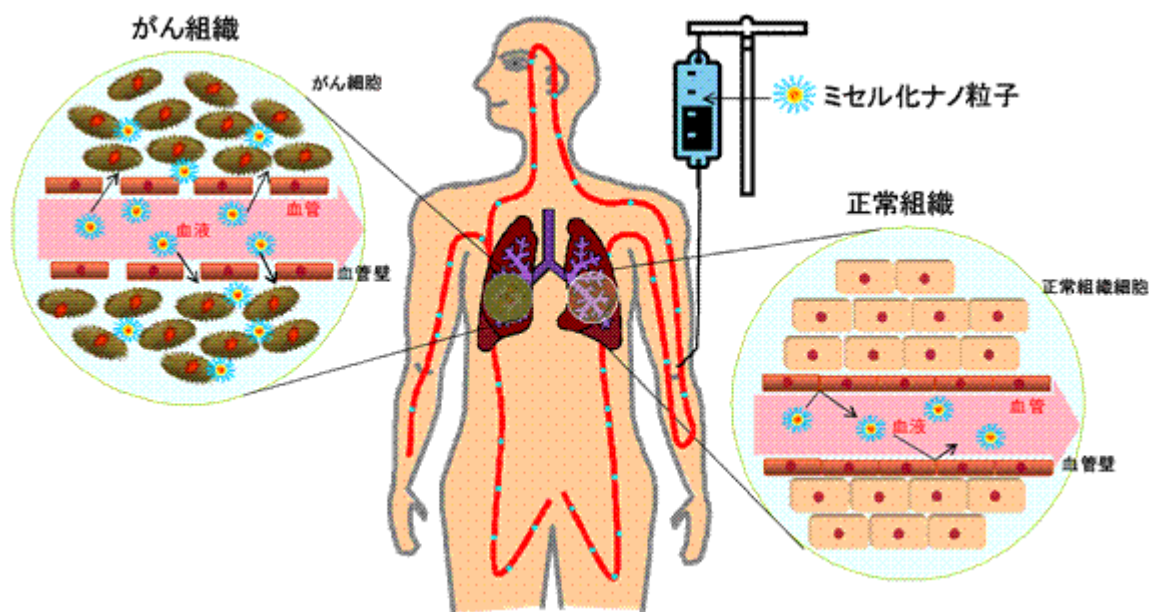
このように形成したミセル化ナノ粒子は、内部のポリアミノ酸に薬物が溶け込むような状態で、20～100ナノメートル（以下「nm」）の直径の安定な粒子になります。この粒子は肉眼では見えず、薬物が水に溶けたように見えます。



(3) 当社技術の特長のまとめ

当社のミセル化ナノ粒子技術の特長は上述の通りであり、体内に投与した場合、以下になると考えられます。

1. がんなどの異常がない正常な血管は、細胞同士がしっかりと密着して隙間がありません。ミセル化ナノ粒子は大きさが20nmから100nm程度ですので、このような正常な血管から外へはしみ出しにくくなっています（下図の正常組織のモデル参照）。そのため正常な組織では薬物が作用しにくいことが期待されます。
2. 肝臓や脾臓と呼ばれる臓器は、血液の中に入った微粒子などを篩（ふるい）にかける働きをしています。当社のミセル化ナノ粒子は、20nmから100nmと小さいため、これらの臓器の篩にはかかりにくくなっています。従って、ミセル化ナノ粒子はこれらの臓器を通過することができます。
3. タンパク質の一種である抗体などは、血液に入った細菌などの粒子の表面に吸着して、免疫細胞などに食べられやすくする働きがあります。粒子の表面が水に溶けやすい性質のあるポリエチレングリコールで覆われていると、血液の中にあるタンパク質などが粒子表面に吸着しにくくなることが知られています。当社のミセル化ナノ粒子は、表面がポリエチレングリコールだけで覆われていることから、抗体などのタンパク質が表面に吸着しにくいため、免疫細胞に食べられにくくなっています。
4. 上記2. 及び3. の効果からミセル化ナノ粒子は長時間血管内を循環することができます。
5. がん組織につながる血管細胞は、上記1. で説明した正常な血管細胞に比べ、細胞同士が密着しにくくなっていることから、ある程度隙間が存在することが知られています。ミセル化ナノ粒子はこの隙間をくぐり抜けることが可能となります。長時間血管内をミセル化ナノ粒子が循環する間、徐々にがんの周辺にミセル化ナノ粒子が溜まって、内側に封じ込めた薬物ががん細胞を攻撃することができると考えられます（下図のがん組織のモデル参照）。



(当社作成)

(4) 当社の事業展開

1) ビジネスモデルとその収益について

当社は、ミセル化ナノ粒子技術の特許等の知的財産として所有しており、ナノテクノロジーを応用した製造技術を基盤に創薬の研究開発を進め、事業化を行っています。当社では、有用性（有効性、安全性）を向上させた、医療ニーズに応える新規医薬品の開発、提供を目指しており、パイプラインの研究・開発を進めて製品化に到達するために、事業段階に応じた展開を図っております。

当社の現状のビジネスモデルは、ミセル化ナノ粒子製造技術を基盤とした 自社開発、共同研究、ライセンスアウトの3つのパターンとなっています。それぞれの内容は以下の通りとなります。

自社開発

極力製品付加価値を上げてより大きい収入を確保するため、開発医薬品の上市もしくは臨床開発後期段階まで、可能な限り自社開発を推進する方針ですが、これには多額の費用と人員を要することから、当面は有効性を証明する臨床試験の段階まで自社で実施する計画です。それには、薬物候補の選択と合成、製剤、薬効に関する検討を行った後、非臨床試験および臨床試験を行います。臨床試験で有用性を証明できた段階で のライセンスアウトに移行していくこととなります。

現在、当社の開発品目のうち、ナノプラチン[®]（NC-6004）が、自社開発からライセンスアウト及び共同開発に移行したパイプラインです。

共同研究

当社のミセル化ナノ粒子製剤技術に興味を示した提携先とミセル製剤化に関する共同研究契約を締結する場合があります。

この場合、基本的には当社が製剤開発を行い、提携先がその評価をします。良好な評価が得られた場合は、 のライセンス契約等に移行していくこととなります。

ライセンスアウト

の自社開発あるいは の共同研究の事業形態においては、研究開発の途中段階で、ライセンスアウトを行います。ライセンス契約の形態により違いはありますが、一般的には、提携時に支払われる契約一時金（アップフロント）収入や開発進捗状況に応じて支払われるマイルストーン収入を得るほか、研究開発用の製剤を供給する場合には、それに対応する研究開発協力金の収入があります。また、製品上市後は、最終製品の売上に基づくロイヤリティ収入を得ることが可能です。

ライセンス契約による提携は、当社が保有する特許権及びノウハウについての実施許諾、さらに当社が独占的な実施権を有する特許権の再実施許諾がベースとなります。ライセンス契約後の研究あるいは開発等の経費は提携先が負担することになり、当社の開発コスト及び開発リスクが軽減されます。

現在、当社のパイプラインのうち、日本化薬株式会社とのパクリタキセルミセル（NK105）及びDebiopharm S. A.とのダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）がこのビジネスモデルに該当しております。

各ビジネスモデルごとの収益については、医薬品の上市まで自社開発を行い、自社販売を行った場合、当該製品の販売による収入が計上されることとなりますが、当社においてはその段階まで進んでいるパイプラインはありません。

共同研究の場合には、提携先からの研究開発に対する支援としての研究開発協力金収入が計上されることとなり、当社においては複数のパイプラインで当該収入を得ております。

他社にライセンスアウトをする場合は、ライセンス契約時点までの研究開発成果及び製剤の供給に対して提携時の契約一時金（アップフロント）、所定の開発段階に到達したときに支払われるマイルストーン、開発医薬品上市後の医薬品販売高に対するロイヤリティ等の収入が計上されることになり、当社においては契約一時金（アップフロント）や第 相及び第 相臨床試験開始に伴うマイルストーン収入を得ているパイプラインがあります。

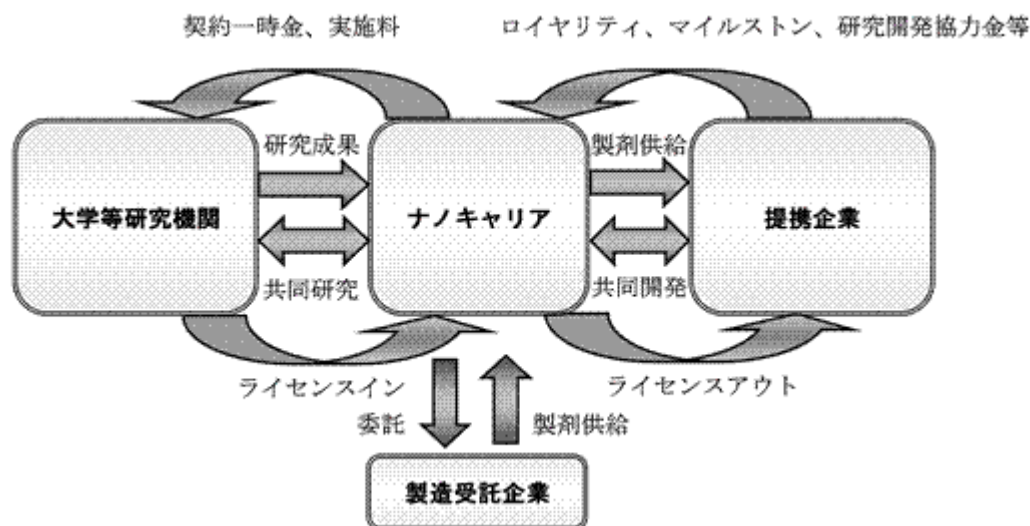
当社では、開発医薬品の上市前に上述のような他社からの契約一時金（アップフロント）収入、マイルストーン収入及び研究開発用の製剤供給に対する研究開発協力金収入を得ることにより、開発医薬品上市前の研究開発費の負担を軽減し、財務面のリスクの極小化を図っております。

2) 抗がん剤への特化について

抗がん剤の発見と開発の分野は製薬業界の研究開発の中でも最も活発な分野のひとつであり、現在開発が進められている新薬のなかでも、抗がん剤の占める割合は高いといわれております。抗がん剤の中には、世界中の医療現場で使用されているものの、薬物自体及び製剤化のために添加されている溶解剤による副作用が問題となっているものが多数あります。その中から当社は、タキサン系、白金系及びアントラサイクリン系の抗がん剤を選び、ミセル化ナノ粒子医薬品の開発を行っております。また、がん組織への選択性を高めるために、がん標的性のある抗体などをミセル化ナノ粒子の表面に結合させ、がん細胞への特異的な集積（アクティブターゲティング）（*11）を狙った次世代の抗がん剤を研究・開発しております。最近では、当社のブロックコポリマーの精密合成技術の進展に伴い、siRNA（*12）、各種サイトカイン（*13）など、体内ですばやく分解されてしまう医薬品に応用した新規医薬品への研究開発も行っております。

3) 研究機関及び提携企業との連携について

当社は、大学発の研究成果（シーズ）を医薬品として実用化するために、積極的に大学あるいは国公立研究機関から知的財産権のライセンスイン及びこれら研究機関との共同研究を行っております。一方、上記のライセンスインをした知的財産権や共同研究の成果を提携企業に対してライセンスアウトする場合があります。また、これらの知的財産権や成果に基づき提携企業と共同研究を実施する場合があります。それらの提携関係は下図の通りです。



(当社作成)

4) 製造について

当社は自社開発医薬品、提携企業との共同開発医薬品にかかわらず、原則として自社が所有、又は実施権を有する特許やノウハウを利用して製剤の製造を自社で行うことを目標としております。しかしながら、自社工場を所有することはその投資の大きさ、固定費の増加等から現状では現実的ではないと考えており、この問題を解決するために、既に設備を保有し、GMP（*14）基準を満たしている医薬品開発受託企業との間で製剤の製造委託契約を交わし、製剤製造を委託しております。但し、委託製造といっても、全面的な委託ではなく、当社による原料供給、技術提供及び製造管理を行っており、原材料の受け入れから最終製品の品質保証まで当社が行っております。

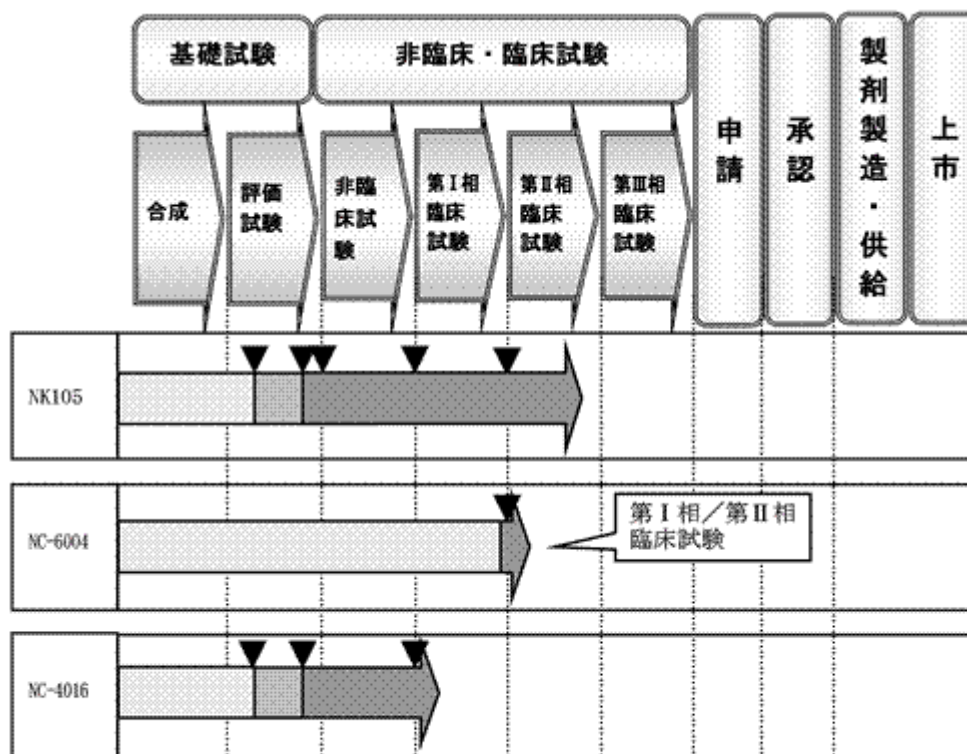
5) 当社の事業ステージ

医薬品を研究・開発する標準的な段階は以下の通りであり、日本製薬工業協会資料を参考に表示しております。この開発段階は日米欧でほぼ共通となっております。

現在、当社の主要パイプラインであるパクリタキセルミセル（NK105、日本化薬株式会社へライセンスアウト）が第 相臨床試験、ナノプラチン[®]（NC-6004、Orient Europharma Co., Ltd.へライセンスアウト）が第 相 / 第 相臨床試験、ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016、Debiopharm S.A.へライセンスアウト）が第 相臨床試験を実施している段階にあります。

なお、自社開発品は基礎研究から臨床試験あるいは医薬品としての承認取得、製造までのある段階までを自社単独で行うことを想定しております。また、自社開発から提携先にライセンスアウトをする場合においても、医薬品としての製造は、原則として自社で行う方針であります。当社の開発品目のうち、ナノプラチン[®]（NC-6004）は、自社開発からライセンスアウト及び共同開発に移行したパイプラインです。

一方、共同開発は、提携企業との間であらかじめ研究開発の分担を決定し、研究開発のそれぞれの段階から共同で開発し、医薬品としての製造販売は自社または提携先のいずれかで行う方針であります。



■ 自社開発期間 ■ 共同研究・共同評価期間 ■ ライセンスアウト先による開発期間 ▼ (※)
 NK105 : 日本化薬株式会社へライセンスアウトをし、国内で第 相臨床試験を実施しております。欧米におけるビジネスモデルについては未定であります。

NC-6004 : Orient Europharma Co., Ltd.へ日本、中国を除く東アジア地域におけるライセンスアウトをし、台湾にて第 相 / 第 相臨床試験を実施しております。日本国内等におけるビジネスモデルについては未定であります。

NC-4016 : Debiopharm S.A.へライセンスアウトをし、欧州で第 相臨床試験を実施しております。日本国内におけるビジネスモデルについては未定であります。

() : 収受済の契約締結時のアップフロント収入及び開発段階ごとのマイルストーン収入の時期を示しております。

(注1) 上市とは製剤の販売が開始されることを示しております。

<各事業ステージの内容>

ステージ		内容
基礎試験	合成	目標とするミセル化ナノ粒子を形成するポリマーの合成、ミセル化ナノ粒子の製造及び製剤化
	評価試験 (<i>in vitro</i> ・ <i>in vivo</i>)	製剤の有効性及び安全性を試験管内などの人工的な条件下で確認する試験(<i>in vitro</i> 試験) 製剤の有効性及び毒性を動物を用いて予備的に確認する試験(<i>in vivo</i> 試験)
非臨床・臨床試験	非臨床試験	実験動物を用いて、有効性及び安全性を確認する試験
	臨床試験	以下の各相があります。 第 相臨床試験(P) : 少数健康成人(但しがんの場合は患者)を対象にして、安全性及び薬物動態を確認する試験 第 相臨床試験(P) : 少数の患者を対象にして、有効性、安全性及び用法・用量を確認する試験 第 相臨床試験(P) : 多数の患者を対象にして、標準治療との比較により有効性及び安全性を確認する試験
製造販売承認の申請・承認	新薬承認	各国の審査機関による新薬の審査・承認

6) 当社の主要パイプラインについて

本書提出日現在、当社が研究開発を進めている主要パイプラインは下表の通りであり、第 相臨床試験段階のものが1品目、第 相/第 相臨床試験段階のものが1品目、第 相臨床試験段階のものが1品目となっています。

申請区分が新有効成分となる開発品目のうち、シスプラチン誘導体ミセルであるナノプラチン[®] (NC-6004) 及びダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) は、物質特許として出願され、ナノプラチン[®] (NC-6004) については、既に数カ国で、ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) については日本でそれぞれ成立しております。

なお、ナノプラチン[®] (NC-6004) 及びダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) の基本特許については、当社は株式会社東京大学TL0より、ライセンスインをしております。

開発品目	申請区分	対象疾患	臨床試験実施地域	開発段階	提携先	ビジネスモデル
パクリタキセルミセル (NK105) (注1)	(注3)	胃がん	国内	第 相臨床試験	日本化薬株式会社	自社開発からライセンスアウトへ移行
ナノプラチン [®] (NC-6004)	新有効成分	膵がん	台湾	第I相/ 第 相臨床試験	Orient Europharma Co., Ltd.	自社開発からライセンスアウト及び共同開発へ移行
ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) (注2)	新有効成分	がん (注4)	欧州	第 相臨床試験	Debiopharm S.A.	自社開発からライセンスアウトへ移行

(注1) NK105は日本化薬株式会社における開発コードです。

(注2) NC-4016は当社の開発コードであり、Debiopharm S.A.における開発コードはDebio0507です。

(注3) NK105の国内における申請区分に関しましては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構と相談の上決定されます。

(注4) ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) につきましては、対象疾患はがんを想定しておりますが、現時点で特定のがん種を絞り込んでおらず、今後の研究・開発が進捗し、第 相臨床試験を開始する時点で、特定のがん種を決定する予定です。

パクリタキセルミセル (NK105)

パクリタキセル (タキソール[®]) は卵巣がん、肺がん、乳がん、胃がんなどの適応症で世界的に普及している抗がん剤ですが、水に溶けにくいいため、製剤化にはアルコールを基にした特殊な溶媒が使用されております。その溶媒による副作用が生じることがあり、投与時に副作用軽減のための補助薬剤 (ステロイド剤、抗ヒスタミン剤及び抗潰瘍剤) を投与するなど医療現場での使いにくさがあります。当社はミセル化ナノ粒子技術

(NanoCap[®]システム) により、パクリタキセルを封入したミセル化ナノ粒子をつくりました。

これを基に日本化薬株式会社と共同研究を行い、上市販製剤の欠点を補う新たなミセル化ナノ粒子製剤を見出し、日本化薬株式会社がこのパクリタキセルミセルを医薬品として開発することを希望したため、当社は平成14年6月に日本化薬株式会社に、このパクリタキセルミセルに関する当社の技術を供与して、新たなパクリタキセルミセルを開発するためのライセンス契約を締結しております。当該契約により、同パクリタキセルミセルを研究、開発、製造し、日本を含むアジア地域で独占的に製造販売する権利のほか、アジア以外での非独占的な販売権を、同社に付与しております。

本契約に基づき、日本化薬株式会社は、平成18年6月に第 相臨床試験を終了し、平成19年11月に第 相臨床試験を開始しており、平成21年中の第 相臨床試験への移行を見込んでおります。これに伴い当社は同社より、契約一時金 (アップフロント) 収入及び第 相臨床試験と第 相臨床試験開始に伴うマイルストーン収入を各々得ております。なお、製品が継続開発及び上市された場合には、マイルストーン及びロイヤリティの支払いを受けることになります。

ナノプラチン[®] (NC-6004)

1970年代に開発された抗がん剤のシスプラチンは現在、その薬効により各領域のがん化学療法の中心的薬剤となっています。その一方でシスプラチンの催吐作用は極めて強いため、がん患者にとって苦痛度が高く、さらに投与の際には長時間にわたる大量の輸液 (ハイドレーション (*15)) が必要なことから、QOL (*16) を著しく低下させています。また腎機能障害や神経毒性などの副作用があり、治療の中止や延期を招いてきました。

シスプラチンが持つこれらの副作用を軽減し、かつ抗腫瘍効果の増強も期待できる新薬の開発を目指し、新規のブロックコポリマーと結合させた新規化合物であるナノプラチン[®] (NC-6004、シスプラチン誘導体ミセル) を調製しました。非臨床試験の結果、薬物の徐放性、がん組織への蓄積性、腎毒性の軽減及び神経毒性の軽減が認められたため、平成18年5月より英国において第 相臨床試験を実施し、この成果をもとに、平成20年9月、Orient Europharma Co., Ltd.とライセンス契約を締結し、平成20年12月、台湾行政院衛生署より第 相/第 相臨床試験開始の承認を得て、試験を開始しております。これに伴い当社は同社より、契約一時金 (アップフロント) 収入及び第 相/第 相臨床試験開始に伴うマイルストーン収入並びに製剤の供給による販売収入

を得ております。なお、製品が継続開発及び上市された場合には、マイルストーン及びロイヤリティの支払いを受けることとなります。

ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）

オキサリプラチンは、国際的に大腸がんの標準的薬剤として成功を収めている抗がん剤ですが、副作用として「いつも手足がしびれるような感じ」がするというような末梢神経障害が現れることが知られており、治療中止の大きな要因になっています。

オキサリプラチンは生体内で抗がん活性のより強いダハプラチン誘導体に変換されますが、当社ではこのダハプラチン誘導体を直接ミセル化ナノ粒子へ封入することで、オキサリプラチンが持つ上述のような副作用を軽減し、かつ抗腫瘍効果の増強も期待できる新規の抗がん剤が開発できると考えています。当社は平成17年3月に、オキサリプラチンを開発したDebiopharm S.A.と、新規のプラチナ化合物であるダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）についての共同研究契約を締結しており、本共同研究における動物実験では、がん組織への薬物の集積や薬効・安全性の改善効果が見られています。なお、本共同研究の費用はDebiopharm S.A.が負担するため、当社は同社より共同研究開発協力金収入を得ました。

さらに、平成19年10月、同社とライセンス及び供給契約を締結しており、平成21年3月に、同社により欧州で第Ⅰ相臨床試験を開始しています。当該契約により、日本を除く全世界の地域で独占的に開発・販売する権利を同社に付与し、全世界での製剤製造権は当社が保有しております。当社は、当該契約に基づくアップフロント収入及び治験用製剤の供給による販売収入並びに第Ⅰ相臨床試験開始に伴うマイルストーン収入を得ております。また、製品が継続開発及び上市された場合には、マイルストーン及びロイヤリティの支払いを受けることとなります。

用語解説

(* 1) ポリマー

ポリマーとは、1種類の単位化合物の分子が共有結合して、分子量が1万程度以上の化合物のことです。代表的なポリマーとしてはプラスチック類が挙げられます。医薬品として使われるポリマーは、生体内で分解される性質を有するものが多く存在します。

ブロックポリマーとは、2種類以上の異なるポリマーが結合したものであり、当社のポリマーは、水に溶けやすい親水性部分がポリエチレングリコール、水に溶けにくい疎水性部分がポリアミノ酸からなるブロックポリマーです。

(* 2) 自己会合

水に溶けやすいポリマーと水に溶けにくいポリマーから構成されるブロックポリマーは、その分子内にある水に溶けやすい部分と水に溶けにくい部分の性質の違いにより、水中に分散させると水に溶けにくい部分同士凝集作用により、外側に水に溶けやすい部分、内側に水に溶けにくい部分の二層構造を有する球状構造体を自発的に形成します。この自発的な形成の過程を自己会合といいます。

(* 3) ナノメートル (nm)

1ナノメートルは10億分の1メートルに相当します。

(* 4) 高分子ミセル

高分子ミセルとは、水に溶けやすい部分と水に溶けにくい部分を持つブロックポリマーから形成される球状構造体のことです。水にも油にも溶ける両親媒性ブロックポリマーを水に溶かすと、ある濃度範囲で外側に水に溶けやすい部分、また内側に水に溶けにくい部分を向けて自己会合し、明確な内核と外殻の二重構造を持つ球状構造体を形成します。この球状構造体を高分子ミセルといいます。

(* 5) 薬物キャリア

薬物を封入するなどして、組織へ送達するためのシステムであり、薬物運搬体とも呼ばれます。当社のミセル化ナノ粒子や、リボソームなどが含まれます。

(* 6) パイロットスケール

パイロットスケールとは、実生産に適用される製造方法、製造工程を十分に反映して製造された原薬又は製剤の予備的生産規模のことをいいます。

(* 7) 新生血管

新生血管とは、新しく形成された血管のことです。創傷治癒の過程などでは生体にとってなくてはならない生理的な現象です。但し、病的な新生血管もあります。がんなどではがん組織の栄養補給などのために新たな血管を形成します。これによって、栄養補給と血流を介したがんの転移が起こるとされています。

(* 8) 抗体

抗体は、細菌やウイルスなどの抗原（免疫を誘発する物質）の刺激の結果、免疫反応によって生体内に誘導されるタンパク質で、抗原と特異的に結合する活性を持つものの総称です。

(* 9) 有機溶媒

有機溶媒とは、エタノールやクロロホルム、ベンゼンなどがその例であり、有機物（炭素原子を基本骨格として有する化合物で、燃焼すると炭酸ガスを発生する）からなる溶剤で、比較的油に対して親和性があり、溶解することができる溶剤の総称です。

(* 10) ペプチド

ペプチドとは、同種または異種のアミノ酸が2個以上結合した化合物のうち、比較的小さなものをいいます。生理活性ペプチドとは、生体内で体の制御などを行っているペプチドをいいます。

(* 11) アクティブターゲティング

アクティブターゲティングとは、例えば、がん細胞と選択的に結合するセンサーのような働きをする物質をミセル化ナノ粒子の表面に付けることで効率よく、積極的にがん細胞へ薬物を入れたミセル化ナノ粒子を送り届けることをいいます。センサーのような働きをする物質には抗体のような物質を使うことができます。

(* 12) siRNA

siRNAとは、標的となる遺伝子の一部と同じ配列を有する短い二本鎖RNAのことで、遺伝子の働きを強力に抑制する特徴を有しています。がんなどの疾患では、疾患に関係する遺伝子が過剰に働くことが原因とされているものが多いため、標的遺伝子を強力に抑制することができるsiRNAは、次世代の核酸医薬として、近年特に期待が高まっています。

(* 13) サイトカイン

サイトカインとは、体の中の細胞から放出される、体の機能を制御するタンパク質の総称です。免疫機能、抗腫瘍作用、造血機能などを制御する機能を有するものが知られています。

(* 14) GMP

ICH（日・米・EUの3極間で、新医薬品の製造承認に際して要求される資料を共通化することによって、医薬品開発の迅速化・効率化を目指す会議）によって協議・合意決定された取り決め事項を「ICHガイドライン」と呼び、日米EUでの医薬品開発におけるガイドラインとしての役目を果たします。ICHガイドラインは以下のような構成となっており、GMPはその一部です。

GLP (Good Laboratory Practice)	非臨床試験の実施基準	医薬品の製造販売承認申請などのために行われる安全性に関する非臨床試験データについて、信頼性を高めるための試験実施上の基準。
GCP (Good Clinical Practice)	臨床試験の実施基準	人を対象とした臨床試験（治験）が倫理的な配慮のもとに適正かつ科学的に実施されることを目的として定められた基準。
GMP (Good Manufacturing Practice)	製造管理 / 品質管理の基準	製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般にわたって、医薬品の製造を行う者が守るべき要件を定めた基準。
GPMS (Good Post Marketing Surveillance Practice)	市販後の調査基準	市販後調査の適切な実施と調査資料の信頼性の確保を図り、医薬品の適正使用の確保を目的として定められた基準。

(* 15) ハイドレーション

ハイドレーションとは、水分補給のことであり、抗がん剤（シスプラチン）投与の際に、多量の水分を点滴等によって補給し、排泄促進を行うことにより、薬物の腎障害を低減する目的で行われます。

(* 16) QOL

Quality Of Lifeの略語で、主に患者の「生活の質、人生の質」を意味する言葉です。医療提供者が患者への治療効果を判定する際に、患者の人生の充実感や満足度から評価しようという考え方のことを言います。

注）「NanoCap[®]」、「MediCelle[®]」、「NanoCoat[®]」及び「ナノプラチン[®]」は当社の登録商標です。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
28(4)	40.61	5.0	5,630

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、世界的な経済環境の悪化が实体经济に波及し、企業収益の大幅な減少、雇用情勢の悪化による個人消費の低迷等、景気が急速に悪化いたしました。

医薬品業界におきましても、先発薬の薬価引下げや、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費抑制政策が続く中、引き続き厳しい環境下で推移いたしました。

このような環境の中、当社は、臨床開発のスピードアップ、パイプライン拡充のための研究開発に取り組んでまいりました。

主要パイプラインにおきましては、日本化薬株式会社にライセンスアウトしているがん治療薬パクリタキセルミセル(NK105)の同社による臨床第二相試験が順調に進捗しております。ナノプラチン®(シスプラチン誘導体ミセル、以下「ナノプラチン®(NC-6004)」といいます。)につきましても、平成20年9月、台湾のOrient Europharma Co., Ltd.とアジア地域におけるライセンス契約を締結し、平成20年12月、台湾行政院衛生署より臨床第一相/第二相試験の治験承認を得て、同社と共に試験を開始するに至りました。同時に、同社との協力関係をさらに強固なものとし、同パイプラインの臨床開発の推進を図るため、平成20年9月、同社子会社のCyntec Co., Ltd.に対し、74百万円の第三者割当増資を実施いたしました。スイスのDebiopharm S.A.にライセンスアウトしたダハプラチン誘導体ミセル(NC-4016)につきましても、英国医薬品庁より臨床第一相試験の治験承認を得て、平成21年3月に臨床試験を開始いたしております。

以上の結果、当事業年度の売上高は、Debiopharm S.A.からの治験用製剤収入及びマイルストーン収入、並びにOrient Europharma Co., Ltd.からの治験用製剤収入及びマイルストーン収入等により353,648千円(前事業年度比34.6%増)、営業損失は研究開発を推進し、研究開発費を計上したことにより531,810千円(前事業年度営業損失452,539千円)、経常損失は523,742千円(前事業年度経常損失491,607千円)、当期純損失は524,480千円(前事業年度当期純損失494,032千円)となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度に比べ385,625千円減少し、1,369,002千円となりました。当事業年度のキャッシュ・フローの概況は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、研究開発の推進に伴う研究開発費の支出等による税引前当期純損失522,060千円等の資金減少要因が、たな卸資産の減少額109,736千円等の資金増加要因を上回り、456,620千円の減少(前事業年度は588,172千円の減少)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に自社研究推進のための研究用機器の取得による支出2,970千円を計上したこと等により、3,998千円の減少(前事業年度は18,605千円の減少)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは期中に行った第三者割当増資により74,993千円の増加(前事業年度は643,080千円の増加)を計上しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

事業年度における販売実績を示すと、次の通りであります。

当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	
販売高(千円)	前年同期比(%)
353,648	134.6

(注) 1 主要な輸出先及び輸出版売高及び割合は、次の通りであります。

なお、()内は総販売実績に対する輸出版売高の割合であります。

輸出先	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ヨーロッパ	147,886	100.0	228,473	65.8
アジア	-	-	118,750	34.2
合計	147,886 (56.3%)	100.0	347,223 (98.2%)	100.0

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Debiopharm S.A.	147,886	56.3	228,473	64.6
Orient Europharma Co., Ltd.	-	-	118,750	33.6
日本化薬株式会社	100,500	38.3	-	-

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4 前事業年度におけるDebiopharm S.A.に対する販売高は同社との共同研究による研究開発協力金収入及び契約一時金収入、日本化薬株式会社に対する販売高はマイルストーン収入であります。

5 当事業年度におけるDebiopharm S.A.に対する販売高は同社とのライセンス契約に基づく治験用製剤収入及びマイルストーン収入、Orient Europharma Co., Ltd.に対する販売高は同社とのライセンス契約に基づく治験用製剤収入及びマイルストーン収入であります。

3【対処すべき課題】

当社は、ナノテクノロジーを用いて新しい医薬品を創出し、人々の健康とQOLの向上に貢献することを社会的使命とし、がん領域のイノベーションファーマとして創薬事業を推進しておりますが、研究開発型のバイオベンチャー企業として対処すべき課題を以下のように考えております。

1) 主要パイプライン及び新規開発パイプラインの着実な推進

当社は、現状の事業基盤として、パクリタキセルミセル（NK105）、ナノプラチン®（NC-6004）、ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）等のミセル化ナノ粒子をコア技術とした主要パイプライン及び研究段階にある新規開発パイプラインを有しております。これらの研究開発活動を計画通り、迅速、効率的かつ着実に進めることが最重要です。具体的には、ライセンス型のパイプラインについては提携先との関係強化、自社研究開発においてはパイプラインごとのプロジェクト管理の強化、研究開発能力及び精度・信頼性の向上などを行っていく方針です。

2) 開発品目の拡充

上記の主要パイプライン及び新規開発パイプライン推進が最重要課題であると認識しておりますが、企業価値の増大及び開発リスク分散のため、新規の開発品目の拡充を図り、ラインナップを安定させることが重要であると考えております。スピード・効率・効果を基本方針として、当社にしかできない独自の研究開発を進め、大学等の研究機関等との連携によりシーズを発掘し、新たな権利を確保することで、新規開発パイプラインを立ち上げる以下の取り組みも行ってまいります。

ミセル化ナノ粒子の展開

イ) 抗がん剤のパイプラインの拡充

当社では引き続きオフパテント抗がん剤（*17）を対象とした、ミセル化ナノ粒子による治療効果の高い副作用の軽減された医薬品開発を行いながら、更に、新規の化合物等を対象とした新規の抗がん剤の研究開発も視野に入れ実施する方針であります。

ロ) 核酸医薬への応用による拡充

前述の通り、最近の研究ではミセル化ナノ粒子は核酸医薬であるアンチセンスDNAやsiRNAに応用できることが明らかになってきているため、これらを利用した新たな核酸医薬の研究開発を実施していきます。

ハ) 抗がん剤以外の疾患への応用による拡充

当社ではがん以外の慢性疾患・重度感染症等の疾患についても、既存の医薬品又は新規の化合物等に当社の技術を応用することにより、新たな医薬品の研究開発を実施する方針であります。

ニ) アクティブターゲティング（標的臓器に特異認識性のある化合物等の利用による応用）

ミセル化ナノ粒子の表面には抗体等の物質等を結合させることが可能なため、当社では、特定の組織を認識する物質等をミセル化ナノ粒子の表面に結合させることにより、疾患部位へアクティブターゲティングを行える新たなミセル化ナノ粒子の研究開発を実施する方針であります。

複数の抗がん剤を用いた併用療法へのミセル化ナノ粒子の適用

今日のがん治療では、がん細胞を攻撃するメカニズムの異なる複数の抗がん剤を用いた併用療法が行われており、現在も併用する薬物の組み合わせが検討されています。しかし、組み合わせる薬物の副作用が重複する場合、特定の副作用が強すぎて併用できないことがあります。当社のミセル化ナノ粒子は、有効性の向上や副作用の軽減が期待されることから、既存または今後生み出される薬物とミセル化された薬物の副作用が同じであっても併用療法が可能になり、併用療法に使用する薬物の選択肢を広げることが期待できます。また、近年、抗がん剤として、がん細胞の増殖に関与する分子（酵素やタンパク質）に作用する「分子標的薬（*18）」が盛んに研究され、既に「イレッサ®」（一般名：ゲフィチニブ）、「ハーセプチン®」（一般名：トラスツマブ）、「アバスタチン®」（一般名：ペブシズマブ）などが商品化されています。

イレッサ®は、がん細胞表面にある増殖信号をキャッチするEGFR（上皮成長因子受容体）を標的とする低分子の薬物です。ハーセプチン®は、同様にがん細胞の表面にあるHER2（上皮増殖因子受容体と類似の構造を持つ受容体）を標的に結合し、増殖信号が細胞に伝達するのを抑制する高分子（モノクローナル抗体）の薬剤です。またアバスタチンはヒト血管内増殖因子（VEGF）に対するヒトモノクローナル抗体で、腫瘍組織での血管新生を抑制し、腫瘍増殖を抑制します。これらの分子標的薬も、多くは他の抗がん剤との併用によってより高い効果が得られることが知られており、当社のミセル化ナノ粒子はこれらの分子標的薬や他の抗がん剤との併用療法への適用も期待できます。更に、分子標的薬を当社のミセル化ナノ粒子に封入させることができる可能性もあり、これらの併用効果も確認しながら研究開発を実施する方針であります。

3) 財務基盤の強化

当社では研究開発活動推進のため、運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金調達が課題となります。このため、今後も公募増資等によって資金調達を行っていく所存です。これに加えて、業務提携の実現による当社の開発品目の上市前の収益の確保や、国をはじめとする公的な補助金等の活用により、当社の財務基盤の強化を図っていく方針です。

4) 内部統制の充実

当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度が平成20年4月より適用されたことに伴い、各種規程の見直しと整備を図るとともに、内部牽制体制や内部監査強化により、コンプライアンス体制強化と業務効率のより一層の強化に努めてまいります。

5) IR活動の強化

平成20年3月に東京証券取引所マザーズ市場に上場したことにより、当社に対する市場の期待も高まっております。また、多数の個人投資家の方がいらっしゃるため、積極的にIR活動を行っております。その一環として年2回のアナリスト説明会に加えて、個人投資家向けの会社説明会を年2～4回開催する計画であります。また、当社ホームページにおいて説明会資料の開示を行なう等、積極的な取り組みにより、投資家の皆様の期待に応えてまいります。

用語解説

(* 17) オフパテント抗がん剤

特許が既に満了した(特許保護のない)抗がん剤のことです。

(* 18) 分子標的薬

分子標的薬とは、特定分子に作用することがわかっている低分子化合物や抗体などから作られた薬で、疾患に関係がある細胞だけに働きかける機能を持った新しいタイプの治療薬のことです。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しています。また、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

また、文中の将来に関する事項については、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1．会社の事業内容について

(1) 現在の事業内容

1) 提携候補先とのライセンス契約の締結について

当社は、ミセル化ナノ粒子技術を特許等の知的財産として所有しており、有用性（有効性、安全性）を向上させた医療ニーズに応える新規医薬品を開発提供すべく、ナノテクノロジーを応用した製造技術を基盤に創薬の研究開発を進めております。各パイプラインの研究・開発を進めて製品化に到達するために、当社は事業段階に応じた展開を図っており、現状のビジネスモデルは、自社開発、共同研究、ライセンスアウトの3パターンとなっています。

上記のビジネスモデルのうち、共同研究及びのライセンスアウトに関しては、事業展開上、各パイプラインにおける提携候補先との共同研究契約もしくはライセンス契約の締結時期及び条件は当社の事業計画に重大な影響を及ぼすこととなります。また、契約を想定通りに締結できなかった場合には、経営成績や財政状態並びに開発計画等に重大な影響を与えることとなります。

2) 既存の化合物を利用することによる医薬品開発のリスク低減について

当社が取り組む多くのプロジェクトは、既に薬効が確認されている化合物をベースにミセル化ナノ粒子技術と融合させ、新有効成分としていることから、当社では、全く新規（この世の中に存在していなかった）の構造を有する化合物に比して、医薬品とするための開発リスクが低く、成功確率が高いと考えております。しかし、開発リスクや成功確率が当社の想定通りの水準におさまるとは断定できず、当社の想定以上に開発リスクが高くなった場合、あるいは成功確率が低くなった場合には、当社の事業展開に支障を及ぼすこととなります。

3) パイプラインの拡充について

当社は、化合物と当社のポリマーを結合させて新有効成分とする研究開発の過程で生じる新しい発明の特許出願を行い、排他性を確保することが重要になります。当社ではこれらの特許等に裏付けられた技術をベースにパイプラインを増やしていく必要があると考えています。しかし、想定通りに特許等に裏付けられたパイプラインを増やしていけるかどうかは不確定であり、また、各パイプラインの研究開発を想定通りに進めていけるという保証もありません。想定通りにパイプラインを増やせなかった場合、あるいは各パイプラインの研究開発が想定通りに進められなかった場合、当社の事業展開は悪影響を受けることとなります。

4) 医薬品の申請区分に関する評価について

当社は既存の化合物を当社技術と融合して新有効成分とする医薬品の開発を目指しており、申請区分が新規の化合物になる可能性が高いと考えられることから、医薬品としての評価は相対的に高くなると考えております。しかしながら、実際に想定通りの評価が得られるとは限らず、当社の想定通りに医薬品としての評価を得られなかった場合、当社の事業展開は悪影響を受けることとなります。

(2) 当社の医薬品の開発状況について

1) 当社のパイプラインについて

当社には、現在まで上市された開発済の医薬品はありません。開発中のパイプラインはパクリタキセルミセル（NK105）、ナノプラチン®（NC-6004）、ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）の主要パイプライン3品目と基礎研究中の新規開発パイプライン4品目の計7品目です。当社のパイプラインは全て、未だ研究開発途中であり、将来、医薬品として上市される保証はなく、開発中止の可能性や、開発遅延の可能性もあります。

また、先行して臨床開発段階に入っているパイプラインであるパクリタキセルミセル（NK105）及びナノプラチン®（NC-6004）並びにダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）の成否は、当社事業に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、日本及び海外の両地域で展開予定のパイプラインについては、先行地域の臨床開発が遅延した場合、後続地域の臨床開発遅延につながる可能性が高く、当社の事業計画の進捗に影響を及ぼすおそれがあります。

2) パクリタキセルミセル（NK105）の開発について

パクリタキセルミセル（NK105）の開発は、後述の「5 経営上の重要な契約等（1）技術導出契約 実施許諾基本契約」に記載の通り日本及びアジアにおいては研究、開発、製造、使用及び販売する実施権を日本化薬株式会社に独占的に許諾しており、日本化薬株式会社主導の臨床試験の進捗に依存しています。同臨床試験は、平成18年6月に第1相試験が終了し、平成19年11月に第 相臨床試験を開始しておりますが、未だ開発途中であり、医薬品として製造販売承認を受け、上市に至るかどうかは不確定であります。また、開発に関する意思決定は日本化薬株式会社によってなされるため、同社が開発の中断または延期等の決定をした場合、当社事業に重大な影響を及ぼすおそれがあります。さらに、臨床試験期間が想定期間よりも長期化する可能性もあります。当社は日本化薬株式会社における臨床試験の進捗状況に応じて、同品目の海外展開を検討する方針であるため、上記進捗が想定通りに展開されない場合、事業計画上也悪影響を受ける可能性があるなど、このパクリタキセルミセル（NK105）の開発動向が当社の事業存続に大きな影響を与えると考えております。

3) ナノプラチン®（NC-6004）の開発について

ナノプラチン®（NC-6004）の開発は、後述の「5 経営上の重要な契約等（1）技術導出契約 実施許諾基本契約」に記載の通り、日本、中国を除くアジア地域における実施権（製造権を除く）を、台湾のOrient Europharma Co., Ltd.に許諾しており、同社主導の臨床試験の進捗に依存しております。同臨床試験は、平成20年12月、台湾行政院衛生署より、第 相ノ 相試験の治験承認を得て、臨床試験を開始しておりますが、同品目は未だ開発途中であり、医薬品として製造販売承認を受け、上市に至るかどうかは不確定であります。また、開発に関する意思決定はOrient Europharma Co., Ltd.によってなされるため、同社が開発の中断または延期等の決定をした場合、当社の事業に重大な影響を及ぼすおそれがあります。さらに、臨床試験期間が想定期間よりも長期化する可能性もあります。また、当社は台湾での臨床試験の進捗状況に応じて、同品目の日本国内等における展開を検討する方針でありますため、臨床試験が想定通りに進捗しない場合、事業計画が予定通り達成できないことになり、このナノプラチン®（NC-6004）の開発動向が当社の事業存続に大きな影響を与えると考えております。

4) ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）の開発について

ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）の開発は、後述の「5 経営上の重要な契約等（1）技術導出契約 LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT」に記載の通り日本を除く全世界における独占的な実施権（製造権を除く）をDebiopharm S.A.に許諾しており、Debiopharm S.A.主導の臨床試験の進捗に依存しています。現在当該パイプラインは第 相臨床試験段階にありますが、未だ開発途中であり、医薬品として製造販売承認を受け、上市に至るかどうかは不確定であります。また、開発に関する意思決定はDebiopharm S.A.によってなされるため、同社が開発の中断または延期等の決定をした場合、当社事業に重大な影響を及ぼすおそれがあります。さらに、臨床試験期間が想定期間よりも長期化する可能性もあります。当社はDebiopharm S.A.における臨床試験の進捗状況に応じて、同品目の日本国内における展開を検討する方針であるため、上記進捗が想定通りに展開されない場合、事業計画上也悪影響を受ける可能性があるなど、このダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）の開発動向が当社の事業存続に大きな影響を与えると考えております。

(3) 今後の事業の見通しについて

前述の通り当社としては、事業計画を推進して早期に新薬の開発、発売を目指しておりますが、医薬品開発には多額の開発コストと長い期間を要し、また製造販売承認の時期は不確定であることから、当社の事業計画はその影響を受けることとなり、当社の想定通りに開発した医薬品の生産及び販売が行われる保証はありません。

なお、製造販売承認がなければ開発コストを回収できないこととなり、また製造販売承認がおりても、当社の事業計画上の目標売上を確保できない可能性もあります。

(4) 特定の取引先への依存について

1) 特定の販売先への依存について

当社の主な販売先は、2 生産、受注及び販売の状況 (3) 販売実績に記載のとおりであり、当事業年度における販売先は、Debiopharm S.A.及びOrient Europharma Co., Ltd.の2社への依存が高く、これらの会社に対する販売は、当社の売上高のうちそれぞれ64.6%及び33.6%を占めております。しかしながら、これら2社が、今後、当社との取引を継続的に行う保証はありません。従いまして、これら2社の当社との取引方針の変更、収益動向の変化または事業活動の停止などにより当社の業績に重大な影響が生じる可能性があります。

2) 特定の仕入先への依存について

当社の主な仕入先は以下の通りであります。当事業年度における仕入先は、家田ケミカル株式会社、東海ケミー株式会社、株式会社オズ・インターナショナル及びコア商事株式会社の4社への依存度が高く、これらの会社からの仕入は、当社の仕入高のうちそれぞれ45.5%、11.7%、11.5%及び11.3%を占めております。

上記各社からは、ミセル化ナノ粒子の原料及び研究用試薬等を仕入れておりますが、今後、これらの会社が当社との取引を継続的に行う保証はありません。従いまして、これらの会社の当社との取引方針の変更、収益動向の変化または事業活動の停止などにより、当社の研究開発活動に遅延が生じ、当社の業績に重大な影響が生じる可能性があります。

相手先	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	仕入高(千円)	割合(%)	仕入高(千円)	割合(%)
家田ケミカル株式会社(注1)	16,247	17.0	15,688	45.5
東海ケミー株式会社	10,509	11.0	4,015	11.7
株式会社オズ・インターナショナル	-	-	3,947	11.5
コア商事株式会社	15,470	16.2	3,910	11.3
川原油化株式会社(注2)	38,813	40.6	1,822	5.3

(注1) 志木家田化学株式会社は、平成20年12月1日付で家田ケミカル株式会社及び群馬家田化学株式会社と事業統合し、志木家田化学株式会社を存続会社として家田ケミカル株式会社に社名変更しております。

(注2) 当社は、日油株式会社及び川原油化株式会社との合意により、川原油化株式会社を日油株式会社の代理店として、日油株式会社が製造するポリマーを購入しています。このため、帳簿上の仕入先は川原油化株式会社としておりますが、実際の売買の相手方及び依存先は、日油株式会社となります。

(5) 経営成績及び財政状態について

当社は平成8年6月14日の設立以降一貫して医薬品の開発を目指した研究開発活動を行っており、現在まで毎期研究開発費を中心とした費用が収益を上回り、当期純損失を計上する状態が続いています。また、第10期から第13期については、連続して営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっています。

当社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移については、「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」をご参照ください。

(6) マイナスの繰越利益剰余金が計上されていることについて

当社は研究開発型のベンチャー企業であり、臨床段階にあるパイプラインが上市し、ロイヤリティ収入等の安定した収益を受け体制となるまでは、多額の研究開発費用が先行して計上されることとなります。そのため、第9期から第13期まで連続して当期純損失を計上しており、第13期末には 3,858,149千円の繰越利益剰余金を計上しております。

当社は、パイプラインを計画通り、迅速、効率的かつ着実に推進することにより、早期の利益確保を目指しておりますが、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社の事業が計画通りに進展せず、当期純利益を計上できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

(7) 資金繰りについて

当社は研究開発型企業として、自社研究や大学等との共同研究等を行っておりますが、多額の研究開発資金が必要となります。そのため、事業計画が計画通りに進展しない等の理由から想定したタイミングで資金を確保できなかった場合には資金不足となり、当社の資金繰りの状況によっては事業存続に多大な影響を与える可能性があります。

(8) 税務上の繰越欠損金について

第13期末には、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、事業計画の進展から順調に当社業績が推移する等して繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益又は当期純損失及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(9) 競合について

当社はミセル化ナノ粒子技術をコア技術として、現時点では抗がん剤に特化した医薬品開発を実施しております。その市場は国内外を問わないことから、日本国内のみならず世界中の同業他社と競合状態にあります。パクリタキセル、シスプラチンなどの白金系抗がん剤をリポソーム製剤技術等の当社とは別の技術を用いた注射剤や、類似の薬物を用いた経口剤がいくつか開発されており、当社の開発品目にとって、これらは競合する可能性があります。当社としては、早期の新薬開発、発売を目指しておりますが、他社が同様の効果やより安全性のある製品を当社より先に販売した場合や、当社製品の販売後にこれを上回る製品が販売された場合、当社が新製品を発売しても期待通りの収益をあげることができない可能性があります。

2. 経営上の重要な契約等

当社のビジネス展開上、重要と思われる契約の内容については、「5 経営上の重要な契約等」に記載の通りであります。なお、当社は、これらの契約に関して、いずれも当社事業の根幹に関わる重要な契約であると認識しております。したがって、当該契約の破棄が行われた場合、または当社にとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 当社の組織体制について

(1) 人材の確保について

当社の競争力の核は研究開発力にあるため、専門性の高い研究者の確保が不可欠であります。また、事業拡大を支えるために、営業、製造、内部管理等の人材も充実させる必要があります。当社は、優秀な人材の確保、及び社内人材の教育に努めていきますが、人材の確保及び社内人材の教育が計画通りに進まない場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は平成21年3月31日現在で、取締役7名、監査役3名、従業員28名の小規模組織であります。

当社は、業務遂行体制の充実に努めてまいりますが、小規模組織であり、限りある人的資源に依存しているために、社員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは社員が大量に退社した場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。

一方、急激な規模拡大は、固定費の増加につながり、当社の業績に影響を与えるおそれがあります。

(3) 特定人物への依存について

当社の事業の推進者は、代表取締役社長CEOである中富一郎であります。中富は当社の経営戦略の決定、研究開発、事業開発及び管理業務の推進において、当社の最高責任者として大きな影響力を有しております。このため当社は中富に過度に依存しない体制を構築すべく、経営組織の強化を図っておりますが、当面の間は中富への依存度が高い状態で推移すると見込まれるため、そのような状態の中で中富が何らかの理由により当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) サイエнтиフィック・アドバイザーについて

当社は以下の社外の研究者とサイエнтиフィック・アドバイザー契約を締結しており、最先端の研究成果を当社の研究開発に生かせる体制を整えております。

サイエнтиフィック・アドバイザー契約は単年度ごとの契約になっておりますため、何らかの理由で契約の更新ができなかった場合等、契約を継続できなくなった場合には、当社の研究開発に影響を及ぼす可能性があります。

所属	職位・氏名（関与分野）
東京大学大学院工学系研究科	教授・片岡 一則（新規事業関連）
筑波大学学際物質科学研究センター	教授・長崎 幸夫（新規ポリマー関連）

4. 知的財産権について

(1) 当社の特許戦略

当社は、特許によって他社に対して優位性をもち、他方、他社の権利を尊重しつつ自社の権利行使を推し進めません。

当社が現状展開している3つの主要パイプライン及び4つの新規開発パイプラインは、当社が保有又は当社が他者からライセンスインをしている特許権若しくは特許出願を基礎とするものであり、これらの特許は医薬品市場の大きい米国、ヨーロッパ、日本を中心に展開されております。

しかしながら、当社が保有及びライセンスインをしている現在出願中の特許が全て成立するとは限りません。また、特許が成立しても、当社の研究開発を超える優れた研究開発により当社の特許に含まれる技術が淘汰される可能性は、常に存在しております。さらに、当社の特許権の権利範囲に含まれない優れた技術が開発された場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の展開する主要パイプライン及び新規開発パイプラインのうち、パクリタキセルミセル（NK105）、ナノプラチン®（NC-6004）、ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）、タンパク質ミセル、siRNAミセル、センサー結合型ミセル及びpH応答性ミセルに関して、必要な他者所有の特許については、ライセンスインをしております。

さらに、当社の今後の事業展開の中でライセンスインをすることが必要な特許が生じ、そのライセンスインができなかった場合や、多額の実施料の支払いが必要になった場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知的財産権に関する訴訟、クレームについて

平成21年3月31日現在において、当社の開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありません。

なお、他者が当社と同様の研究開発を行っていないという保証はなく、今後も当社が他者の特許に抵触するような問題が発生しないという保証はありません。

当社としては、このような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては当社及び特許事務所を通じた特許調査を実施しており、当社技術が他者の特許に抵触しているという事実は認識しておりません。しかし、当社のような研究開発型企業にとって、このような知的財産権の侵害に関する問題の発生を完全に回避することは困難であり、第三者との間で特許権に関する紛争が生じた場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

5. 製造物責任のリスクについて

医薬品の開発及び製造には、製造物責任のリスクが内在しています。将来、開発したいずれかの医薬品が健康障害を引き起こし、または臨床試験、製造、営業もしくは販売において不適当な点が発見された場合、当社は製造物責任を負うこととなり、当社の業務及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、たとえ当社に対する損害賠償の請求が認められなかったとしても、製造物責任請求が与えるネガティブなイメージにより、当社及び当社の医薬品に対する信頼に悪影響が生じ、当社の事業に影響を与える可能性があります。

6. 薬事法による規制について

当社は、現在医薬品の研究開発を行っておりますが、今後研究開発の成果に基づき医薬品の製造を行うことを目指しています。この場合、日本においては、薬事法その他の関連法規の規制を受けることとなります。この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保を目的としており、これらの製造販売には個別の商品ごとに所轄官公庁の承認または許可が必要となります。その主な内容は、以下の通りであります。今後、開発の進捗に伴い、適宜承認・許可を取得する必要があります。また、国外においても各国で類似の法律や関連法規の規制を受けることとなります。

許認可の種類	許認可者	関連する法規	許認可の有効期限
医薬品の製造販売承認	厚生労働大臣	薬事法第14条	-
第一種医薬品製造販売業許可	厚生労働大臣	薬事法第12条	5年

7. 主要な事業活動の前提となる事項について

(1) 主要パイプラインに係るライセンス契約

1) 大学等からの知的財産権のライセンスインについて

当社は、大学発の研究成果（シーズ）を医薬品として実用化するために、積極的に大学及び研究機関から知的財産権のライセンスインを行っており、特に主要なパイプラインに係る下記のライセンス契約に関しては、いずれも当社事業の根幹に関わる重要な契約であると認識しております。

現時点では、下記契約の継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、当該契約の継続に支障をきたす要因が発生した場合、あるいは当社にとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の開発計画及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

契約書名	契約会社名 (契約締結日)	契約内容
実施許諾契約書	株式会社東京大学TL0 (平成13年1月26日)	後述の「5 経営上の重要な契約等(2) 技術導入契約 実施許諾契約書」をご参照ください。
新技術開発あっせん契約書	独立行政法人科学技術振興機構 (平成18年8月8日)	後述の「5 経営上の重要な契約等(2) 技術導入契約 新技術開発あっせん契約書」をご参照ください。
実施許諾契約書	株式会社東京大学TL0 (平成16年5月19日)	後述の「5 経営上の重要な契約等(2) 技術導入契約 実施許諾契約書及び覚書」をご参照ください。
覚書	国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TL0 (平成18年3月31日)	

2) 提携先へのライセンスアウトについて

当社は、医薬開発品上市前の研究開発費の負担を軽減し、当社の財務面のリスクの極小化を図るため、自社開発 共同研究 ライセンスアウトの3パターンのビジネスモデルで研究開発を進めており、既にライセンスアウトしている3パイプライン（パクリタキセルミセル（NK105）、ナノプラチン®（NC-6004）及びダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016））があります。ライセンスアウトに係る下記のライセンス契約に関しては、いずれも当社事業の根幹に関わる重要な契約であると認識しております。

現時点では、下記契約の継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、当該契約の継続に支障をきたす要因が発生した場合、あるいは当社にとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の開発計画及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

契約書名	契約会社名 (契約締結日)	契約内容
実施許諾基本契約	日本化薬株式会社 (平成14年6月12日)	後述の「5 経営上の重要な契約等(1) 技術導出契約 実施許諾基本契約」をご参照ください。
契約書	日本化薬株式会社 (平成18年11月22日)	後述の「5 経営上の重要な契約等(1) 技術導出契約 契約書」をご参照ください。
LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT	Debiopharm S.A. (平成19年10月15日)	後述の「5 経営上の重要な契約等(1) 技術導出契約 LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT」をご参照ください。
LICENSE AGREEMENT of NC-6004	Orient Europharma Co., Ltd. (平成20年9月12日)	後述の「5 経営上の重要な契約等(1) 技術導出契約 LICENSE AGREEMENT of NC-6004」をご参照ください。

8. 配当政策について

当社は創業以降、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。

当社の医薬品事業については引き続き研究開発活動を実施していく必要があるため、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針です。株主への利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、利益計上された段階において経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当についての方針を検討する所存であります。

9．新株引受権及び新株予約権の付与（ストックオプション）制度について

当社はストックオプション制度を採用しております。当社の新株引受権及び新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

これらの新株予約権等が全て行使された場合の潜在株式数は、平成21年3月31日現在で合計16,890株となり、この潜在株式数と当社の発行済株式数とを合計した株式数に対し11.7%を占めており、これらの新株予約権等の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

当社は、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、新たなストックオプションについては費用計上が義務付けられるため、今後のストックオプションの付与により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導出契約

実施許諾基本契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
日本化薬株式会社 (平成14年6月12日)	平成14年3月31日から、 日本化薬株式会社がパクリタキセル含有ポリマーミセル(以下「本ミセル」という。)又は本ミセル化成分を含有する医薬品製剤(以下「本医薬品製剤」という。)の研究、開発、製造または販売を行っている間、	当社は、日本化薬株式会社に対し、日本及びアジアにおいて、本ミセル及び本医薬品製剤を研究、開発、製造、使用及び販売する独占の実施権(再実施許諾権付)を日本化薬株式会社に許諾し、その他の地域において、本医薬品製剤を販売する非独占の実施権を許諾する。 本ミセル及び本医薬品製剤の開発は日本化薬株式会社が実施し、当社は同社より、契約一時金及び開発ステージに応じたマイルストーン(総額550百万円)の支払いを受ける。製品の上市后、日本化薬株式会社は、当社に対し、原則として正味販売高の2.0%をロイヤリティとして支払う。ロイヤリティは、当社の工業所有権のすべてが消滅した時、又は本医薬品製剤を最初に上市した日から10年のいずれか遅い日まで支払われる。

契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
日本化薬株式会社 (平成18年11月22日)	平成18年11月22日から、 上記の実施許諾基本契約の終了日まで、	当社は日本化薬株式会社に対し、後述の(2)技術導入契約新技術開発あっせん契約により、独立行政法人科学技術振興機構(以下「JST」という。)から実施許諾を受けた特許について、非独占的な再実施権を許諾する。 当社がJSTに支払う契約一時金は、当社と日本化薬株式会社が均等に負担する。 日本化薬株式会社は、当社に対し、当該再実施許諾の対価として、対象特許の存続期間中、同社との平成14年6月12日付け実施許諾基本契約に従って支払われるロイヤリティに、同社の正味販売高の2.5%を加算して支払う。

LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Debiopharm S.A. (平成19年10月15日)	MediCelle システムを用いたダハプラチン誘導体ミセル(以下、「本製剤」という)の上市から10年間、または当社保有の特許が消滅するまでのいずれか遅い時期。	<p>当社は、Debiopharm S.A. に対し、本製剤に関する当社の技術及びDebiopharm S.A. との共同開発の成果等について、日本を除く全世界における独占的な実施権(製造権を除く)を許諾する。</p> <p>当社は、Debiopharm S.A. に対し、本製剤の開発中及び上市后、本製剤を独占的に販売する。</p> <p>当社はDebiopharm S.A. より、実施許諾の対価として、契約一時金及び開発ステージに応じたマイルストーン(総額14百万US\$)の支払いを受ける。</p> <p>本製剤の上市后、当社はDebiopharm S.A. より本製剤の正味売上高の最大5%(Debiopharm S.A. が第三者に実施許諾する場合は、そのロイヤリティ収入の最大15%)のロイヤリティの支払いを受ける。</p> <p>Debiopharm S.A. のデータを使用して当社が日本で本製剤を開発、登録、上市する場合、当社はDebiopharm S.A. に対し、Debiopharm S.A. がデータを取得するのに要した費用(臨床試験及び非臨床試験等)の一定割合を、本製剤についての製造販売承認の取得時点で負担する。</p>

LICENSE AGREEMENT of NC-6004

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Orient Europharma Co., Ltd. (以下「OEP社」という。) (平成20年9月12日)	契約締結日から10年間、ただし、当事者の一方から契約終了の意思表示がない場合、自動更新される。	当社は、OEP社に対し、ナノプラチン®(NC-6004)(以下、「本製剤」という)に関する当社の技術について、オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、韓国、台湾、タイ、香港、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム、マカオ、ミャンマー、ブルネイ、カンボジア、ラオス、東チモールにおける共同開発及び商品化の権利を許諾する。当社は、OEP社より、実施許諾の対価として、契約一時金及び開発ステージに応じたマイルストンの支払いを受ける。当社は本製剤の開発中及び上市後も、本製剤の製造権を有し、本製剤開発中においては、OEP社は本製剤製造費の50%相当額を負担し、上市後は、本製剤の薬価に一定割合を乗じた額で当社から製剤の供給を受ける。

(2) 技術導入契約
 実施許諾契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社先端科学技術イノベーションセンター(現：株式会社東京大学TLO) (平成13年1月26日)	平成13年1月26日から、対象特許が消滅するまで。	株式会社東京大学TLOは、株式会社東京大学TLOが所有する特許「シスプラチン内包高分子ミセル」について、日本国内及び当社が希望する外国において、シスプラチン内包ミセル等を開発、製造、販売することができる再実施許諾権付きの独占実施権及び専用実施権を当社に許諾する。当社は、実施権の対価として、一時金100万円及び当社が実施した場合は当社の正味販売額に1%の料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾した場合は再実施権者の正味販売額に1%を乗じた実施料を株式会社東京大学TLOに支払う。株式会社東京大学TLO、又は当社は60日間の予告期間において相手方に文書により通知した上、双方合意すれば契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

(注) 契約により専用実施権の許諾は受けておりますが、設定登録はされておられません。

新技術開発あっせん契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
独立行政法人科学技術振興機構(以下「JST」という。) (平成18年8月8日)	平成18年8月8日から、対象特許が効力を失う日まで。	JSTは、当社に対し、JSTが所有する「物理吸着型高分子ミセル医薬」に関する特許及び特許出願(日本、豪州、米国、カナダ、欧州、韓国)について、パクリタキセルを内包した高分子ブロックコポリマーによるミセル化製剤の研究開発、製造及び販売を行うための再実施権付通常実施権(外国出願については再実施権付実施権)を当社に許諾する。当社は、実施許諾の対価として、契約一時金100万円、及びランニングロイヤリティとして、製剤の正味販売額の最大2.0%をJSTに支払う。JSTは当社以外の者に上記範囲における実施を許諾しないものとする(当社に対して上記範囲の優先実施を許諾する)。但し、JSTが公共の利益等のために当社以外の者に通常実施権等を許諾することが特に必要であると判断した場合は、当社に対する優先実施を解除することができる。また、平成23年12月31日までに実施許諾対象製品を上市しない場合、JSTは当社に対する優先実施を解除することができる。

実施許諾契約書及び覚書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社東京大学TL0 (平成16年5月19日) (注1)	平成16年5月19日から、 対象特許が効力を失う日 まで。	株式会社東京大学TL0は、株式会社東京大学TL0の所有する 特許「ジアミノシクロヘキサン白金(II)とポリ(カル ボン酸)セグメント含有ブロック共重合体との配位錯体、 その抗腫瘍剤」について、日本国内及び当社が希望する外 国において、ダハプラチン内包ミセル等を開発、製造、販売 及び使用することができる再実施許諾権付きの独占実施 権及び専用実施権を当社に許諾する。 当社は契約一時金として1.5百万円を株式会社東京大学 TL0に支払う。 株式会社東京大学TL0又は当社は60日間の予告期間をおい て相手方に文書により通知した上、双方合意すれば契約の 全部又は一部を解約又は変更することができる。
国立大学法人東京大学及 び株式会社東京大学TL0 (平成18年3月31日) (注2)	平成16年5月19日から対 象特許が効力を失う日ま で。	当社は、実施権の対価として、当社が実施した場合は当社の正 味販売額に1%の料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾し た場合は、再実施権者の正味販売額に1%の料率を乗じた額又 は当社が再実施権者から得た実施料の20%にあたる額の何れ か低い実施料を株式会社東京大学TL0に支払う。

(注1) 契約により専用実施権の許諾は受けておりますが、設定登録はされておられません。

(注2) 本件契約書は、上段の実施許諾契約書の締結後、国立大学法人東京大学と当社の共同出願である「白金錯体の
ポリマー化配位化合物の製造方法」及び国立大学法人東京大学が所有する関連特許出願1件、合計3件の特
許出願をパッケージとした、下段記載の覚書を実施料に関してのみ新たに締結しております。

独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社東京大学TLO (平成18年7月31日)	平成18年7月31日から、 対象特許が効力を失う日 まで。	株式会社東京大学TLOは、株式会社東京大学TLOの所有する「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」に関する特許権及び特許出願について、日本、米国、カナダ、欧州、豪州、韓国において再実施許諾権付きの独占実施権を当社に、内包物を限定し許諾する。 当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、株式会社東京大学TLOと合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。 当社は、実施権の対価として、一時金35.5百万円及び当社の新株予約権10個（普通株式100株分）並びに当社が実施した場合は当社の正味販売額に1%の料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に1%を乗じた実施料を株式会社東京大学TLOに支払う。但し、当社又は再実施権者が最初に販売した日から36ヶ月間は、1.2%を乗じた実施料を支払うものとする。 株式会社東京大学TLO及び当社が合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。
株式会社東京大学TLO (平成20年4月1日)	平成20年4月1日から、 対象特許及び上記「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」の両方が効力を失う日まで。	株式会社東京大学TLOは、株式会社東京大学TLOが実施許諾権を有する「核酸用ミセル」に関して、日本国及び当社が希望する国における再実施許諾権付きの独占実施権を当社に、内包物を限定し許諾する。 当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、株式会社東京大学TLOと合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。 当社は、契約一時金として1百万円並びに、本件特許を実施した場合の対価として、当社が実施した場合は当社の正味販売額に1%の料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に1%を乗じた実施料を株式会社東京大学TLOに支払う。但し、当社又は再実施権者が最初に販売した日から36ヶ月間は、1.2%を乗じた実施料を支払うものとする。 それぞれの許諾地域において、上記の特許権及び特許出願「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」が有効に存続している場合には、当該特許権及び特許出願の実施料は、本契約の に記載の実施料に含まれるものとする。 (注) 株式会社東京大学TLO及び当社が合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。又、当社が実施権を不要と判断し、契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに当該終了を文書で通知した場合は、解約することができる。

(注) 「核酸用ミセル」特許は技術的に「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」特許に包含されることから、「核酸用ミセル」を実施した場合の実施料は「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」の実施料とパッケージで支払われます。

独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLO (平成19年2月15日)	平成19年2月15日から、対象特許が効力を失う日まで。	国立大学法人東京大学は、国立大学法人東京大学の所有する特許「pH応答性高分子ミセルの調製に用いる新規ブロック共重合体及びその製造法」について、日本国内及び当社が希望する外国において再実施許諾権付きの独占実施権を当社に許諾する。 当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、国立大学法人東京大学と合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。 当社は、実施権の対価として、一時金3百万円及び正味販売額に1%の料率を乗じた実施料、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に1%を乗じた実施料を国立大学法人東京大学に支払う。 国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TLO及び当社が別途合意した場合、又は当社が実施権を不要と判断し契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに当該終了を文書で通知した場合は、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLO (平成21年5月22日)	平成21年5月22日から、対象特許が効力を失う日まで。	国立大学法人東京大学は、国立大学法人東京大学の所有する特許「カチオン性のポリアミノ酸及びその使用」について、日本国内及び当社が希望する外国において再実施許諾権付きの独占実施権を当社に許諾する。 当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、国立大学法人東京大学と合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。 当社は、実施権の対価として、一時金60万円及び正味販売額に1.5%の料率を乗じた実施料、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に1.5%を乗じた実施料を国立大学法人東京大学に支払う。 国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TLO及び当社が別途合意した場合、又は当社が実施権を不要と判断し契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに当該終了を文書で通知した場合は、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

(3) 供給契約

供給契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
日本油脂株式会社(現：日油株式会社) (平成15年12月15日)	平成15年12月15日から10年間。	当社及び当社の提携先が、ミセル化ナノ粒子を利用した新規医薬品の研究・開発・製剤の商業的製造のために必要とするポリマーを、同社が当社に独占的に製造供給する。

6【研究開発活動】

当社における研究開発は、当社の研究部及び事業開発部を中心に実施しております。当事業年度末現在で、研究開発スタッフは、19名にのぼり、これは総従業員の67.9%に当たります。

当社は当事業年度において、以下のような研究開発活動を実施しており、当事業年度において研究開発費の総額は295,594千円、売上高比率の83.6%を占めております。

(1) 当社の研究開発活動の概要

「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の通り、当社の主たる事業目的は、日本発のナノテクノロジーに基づくミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に提供することです。前述の通り当社の研究開発活動は当社の研究部及び事業開発部を中心に実施しておりますが、共同研究契約を締結している場合は締結先との共同研究により実施しております。

(2) サイエнтиフィック・アドバイザーについて

当社は社外の研究者とサイエнтиフィック・アドバイザー契約を締結しており、最先端の研究成果を当社の研究開発に生かせる体制を整えております。契約の状況については、「4 事業等のリスク 3 当社の組織体制について(4) サイエнтиフィック・アドバイザーについて」に記載のとおりであります。

(3) 当社の開発品目ごとの研究開発状況について

< 開発品目（本書提出日現在）>
(主要パイプライン)

開発品目	対象疾患	臨床試験 実施地域	開発段階	
			ステージ	契約等の状況
パクリタキセルミセル (NK105) (注1)	胃がん	国内	第 相臨床試験	・日本化薬株式会社にライセンスアウト(注6) ・平成18年6月に第 相臨床試験終了 ・副作用を軽減するための前投薬なしで実施 ・平成19年11月より第 相臨床試験開始
ナノプラチン® (NC-6004)	膵がん	台湾	第 相 / 第 相 臨床試験	・平成20年3月に英国における第 相臨床試験終了 ・Orient Europharma Co., Ltd.にライセンスアウト(注7) ・平成20年12月、台湾行政院衛生署より第 相 / 第 相臨床試験開始の承認取得
ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) (注2)	がん (注3)	欧州	第 相臨床試験	・Debiopharm S.A.にライセンスアウト(注8) ・平成21年3月より第 相臨床試験開始

(新規開発パイプライン)

開発品目	対象疾患	臨床試験 実施地域	開発段階	
			ステージ	契約等の状況
タンパク質ミセル	未定 (注4)		フィージビリティスタディ	・フィージビリティスタディ実施中(契約先非公開)
siRNAミセル	未定 (注4)		フィージビリティスタディ	・フィージビリティスタディ実施中(契約先非公開)
センサー結合型ミセル	未定 (注5)		フィージビリティスタディ	・フィージビリティスタディ実施中(契約先非公開)
pH応答性ミセル	がん (注3)		フィージビリティスタディ終了	・契約交渉中

(注1) NK105は日本化薬株式会社における開発コードです。

(注2) NC-4016は当社の開発コードであり、Debiopharm S.A.における開発コードはDebio 0507です。

(注3) ダハプラチン誘導体ミセル(NC-4016)、pH応答性ミセルにつきましては、対象疾患はがんを想定しておりますが、現時点で特定のがん種を絞り込んでおらず、今後の研究・開発が進捗し、第 相臨床試験を開始する時点で、特定のがん種を決定する予定です。

(注4) タンパク質ミセル及びsiRNAミセルにつきましては、ミセル化ナノ粒子へ封じ込める物質種類により対象疾患は変わりますので、現時点では決定しておりません。

(注5) センサー結合型ミセルにつきましては、がんや自己免疫疾患などを想定しておりますが、センサーの種類などにより対象疾患は変わりますので、現時点では決定しておりません。

(注6) 日本化薬株式会社とのライセンス契約につきましては、前述の「5 経営上の重要な契約(1) 技術導出契約 実施許諾契約」及び「 契約書」をご参照ください。

(注7) Orient Europharma Co., Ltd.とのライセンス契約につきましては、前述の「5 経営上の重要な契約(1) 技術導出契約 LICENSE AGREEMENT of NC-6004」をご参照ください。

(注8) Debiopharm S.A.とのライセンス契約につきましては、前述の「5 経営上の重要な契約(1) 技術導出契約 LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT」をご参照ください。

7【財政状態及び経営成績の分析】

第13期事業年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、見込み、見通し、方針などの将来に関する事項は本書提出日(平成21年6月29日)現在において判断したものであり、リスクや不確実性を含んでいます。将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご注意ください。

(1) 財政状態

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,449,755千円(前事業年度末は1,955,000千円)となり、505,245千円減少しました。これは主に当事業年度末の現金及び預金が387,461千円減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は79,572千円(前事業年度末は89,217千円)となり、9,644千円減少しました。これは主に実施許諾権の減価償却等により、無形固定資産が6,789千円減少したこと等によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は71,085千円(前事業年度末は136,438千円)となり、65,353千円減少しました。これは主に、未払金の減少55,253千円等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の部の残高は1,458,242千円(前事業年度末は1,907,779千円)となり、449,536千円減少しました。

これは主に、当期純損失の計上による利益剰余金の減少額524,480千円が、平成20年9月に実施した第三者割当増資による資本金及び資本剰余金の増加額74,993千円を上回ったことによるものです。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前事業年度末に比べ385,625千円減少し、1,369,002千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローは次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純損失522,060千円、未払金の減少額56,507千円等の資金減少要因が、たな卸資産の減少額109,736千円、前払費用の減少額52,215千円等の資金増加要因を上回り、456,620千円の減少(前年同期は588,172千円の減少)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に自社研究推進のための研究用機器の取得による有形固定資産2,970千円等を計上したことにより、3,998千円の減少(前年同期は18,605千円の減少)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、期中に行った第三者割当増資により、新株式発行収入を計上したことにより、74,993千円の増加(前年同期は643,080千円の増加)となりました。

(3) 経営成績

当事業年度における経営成績については、「1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、特に以下における事項が財務諸表作成において、特に重要な影響を及ぼすと考えております。

提携による収益について

当社が現在提携する製薬企業等との実施許諾契約及び共同研究契約においては、契約一時金、研究開発協力金、研究・開発の進捗に応じたマイルストーン及び医薬品上市後の売上等に応じたロイヤリティ等といった対価を受け入れる契約形態が採用されております。これは、当社単独での医薬品開発には多大な研究開発費が必要であり、かつリスクも高いことから、研究開発費及びリスクを提携先と共同で負担することにより当社の負担を軽減することを目的としており、今後締結する契約においても同様の形態を想定しています。

当社が現在実施許諾契約及び共同研究契約を締結する相手先からは、各相手先との契約に基づき、既に契約一時金、研究開発協力金及びマイルストーンの一部について収益として受け入れています。

研究開発費について

「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の通り、当社の主たる事業目的は、ナノテクノロジーに基づく日本発のミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に提供することであり、当社の研究開発活動は研究部及び事業開発部を中心に実施しております。

前事業年度における研究開発費の総額は329,863千円と、売上高比率の125.6%を占め、また、当事業年度における研究開発費の総額は295,594千円と、売上高比率の83.6%を占めており、今後も高水準の研究開発費が発生するものと予測しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施しました設備投資の総額は4,224千円であり、この内訳は主に本社研究所の医薬品製造機器の設置等によるものです。

2【主要な設備の状況】

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
			建物附属設備	機械及び装置	土地 (面積㎡)	その他		合計
本社研究所 (千葉県柏市)	研究部	研究開発施設	823	21,418	-	1,110	23,353	17
東京オフィス (東京都中央区)	管理部他	事務処理施設	1,675	-	-	4,188	5,864	11

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の設備はありません。

3 本社研究所及び東京オフィスは賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料	床面積	賃借先
本社研究所	千葉県柏市	17,820千円	550.00㎡	独立行政法人中小企業基盤整備機構
東京オフィス	東京都中央区	15,081千円	227.77㎡	株式会社山縣製作所

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	491,852
計	491,852

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	127,079	127,079	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制 度は採用して おりません。
計	127,079	127,079	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく新株引受権

(平成14年1月17日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,430	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日から 平成23年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は認定支援 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は認定支援者との間で締結する「新株引受権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年1月21日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	19	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成15年8月1日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	25	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成15年10月6日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年2月12日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46,082.7	同左
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,082.7 資本組入額 23,041.4	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年5月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	134	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,340	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46,082.7	同左
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,082.7 資本組入額 23,041.4	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年7月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	690	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46,082.7	同左
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,082.7 資本組入額 23,041.4	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年12月13日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	110	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46,082.7	同左
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,082.7 資本組入額 23,041.4	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年7月19日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46,082.7	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,082.7 資本組入額 23,041.4	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年9月20日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46,082.7	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,082.7 資本組入額 23,041.4	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年10月17日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	55	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	550	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46,082.7	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,082.7 資本組入額 23,041.4	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年2月20日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,774.3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,774.3 資本組入額 37,887.2	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年2月20日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,774.3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成28年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,774.3 資本組入額 37,887.2	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年6月19日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,774.3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成28年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,774.3 資本組入額 37,887.2	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
(平成19年5月14日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	180	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,206	同左
新株予約権の行使期間	平成21年3月10日から 平成29年3月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,206 資本組入額 23,603	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が監査役、従業員 又は社外協力者の地位 を失った場合は原則とし て権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年3月9日 (注)1	49,347	54,830	-	1,334,200	-	1,314,200
平成18年3月20日 (注)2	3,333	58,163	199,980	1,534,180	199,980	1,514,180
平成18年3月28日 (注)3	2,270	60,433	49,625	1,583,805	50,192	1,564,372
平成18年7月5日 (注)4	2,580	63,013	44,750	1,628,555	45,395	1,609,767
平成19年3月29日 (注)5	23,334	86,347	630,018	2,258,573	630,018	2,239,785
平成19年3月30日 (注)6	1,666	88,013	49,980	2,308,553	49,980	2,289,765
平成20年3月4日 (注)7	30,000	118,013	276,000	2,584,553	276,000	2,565,765
平成20年3月25日 (注)8	4,950	122,963	45,540	2,630,093	45,540	2,611,305
平成20年9月29日 (注)9	4,116	127,079	37,496	2,667,589	37,496	2,648,802

(注)1. 株式分割(1:10)による増加であります。

2. 有償第三者割当

発行価格 120,000円

資本組入額 60,000円

割当先 アピ株式会社、日本化薬株式会社、DEBIOINNOVATION S.A. 及びFULCRUM PHARMA DEVELOPME
 NTS LIMITED

3. 新株引受権の行使による増加であります。

4. 新株引受権の行使による増加であります。

5. 有償第三者割当

発行価格 54,000円

資本組入額 27,000円

割当先 ラルクCCP15投資事業組合 他投資事業組合18名及びベンチャーキャピタル会社2名並びに事業
 会社1名

6. 有償第三者割当

発行価格 60,000円

資本組入額 30,000円

割当先 Teikoku Pharma USA, INC.

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 20,000円

引受価額 18,400円

資本組入額 9,200円

払込金総額 552,000千円

8. 有償第三者割当

発行価格 18,400円

資本組入額 9,200円

割当先 野村證券株式会社

9. 有償第三者割当

発行価格 18,220円

資本組入額 9,110円

割当先 Cyntec Co., Ltd.

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	17	43	16	4	4,874	4,955	-
所有株式数(株)	-	2,498	2,805	31,135	9,982	259	80,400	127,079	-
所有株式数の割合(%)	-	1.96	2.21	24.50	7.86	0.20	63.27	100.00	-

(注) 「その他の法人」の欄には証券保管振替機構名義の株式が46株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中富 一郎	神奈川県川崎市麻生区	6,405	5.04
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区京橋二丁目14番1号	4,440	3.49
Cyntec Co., Ltd. (常任代理人 土橋 健志)	SKELTON BUILDING, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (大阪府豊中市)	4,116	3.23
CCPメザニン2006投資事業組合	東京都中央区九段北一丁目13番9号	3,696	2.90
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合(注)	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	3,500	2.75
筑波先端技術投資事業組合(注)	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,800	2.20
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	2,498	1.96
太田 昌市	静岡県浜松市中区	2,492	1.96
株式会社ジャフコ(注)	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,025	1.59
投資事業組合オリックス6号	東京都港区浜松町二丁目4番1号	2,000	1.57
計	-	33,972	26.73

(注) ジャフコV2共有投資事業有限責任組合、筑波先端技術投資事業組合は、株式会社ジャフコが組成する投資事業組合であり、同社及び同社が業務執行組員である任意組合等が保有する当社株式の合計は9,225株(出資比率7.26%)であります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 127,079	127,079	(注)
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	127,079	-	-
総株主の議決権	-	127,079	-

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

保有期間等の確約を取得者と締結している株式の移動について

平成19年3月29日及び平成19年3月30日付第三者割当増資により発行した株式の取得者から、株式会社東京証券取引所の規則により、当該株式を上場後6ヶ月を経過する日までの間保有する旨の確約を得ております。

なお、当該株式につきまして当事業年度の開始日から平成20年9月4日(上場後6ヶ月を経過した日)までの間に株式の移動は行われておりません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく新株引受権
 (平成14年1月17日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年1月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 9 認定支援者 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
 (平成15年1月21日取締役会決議)

決議年月日	平成15年1月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成15年8月1日取締役会決議)

決議年月日	平成15年8月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成15年10月6日取締役会決議)

決議年月日	平成15年10月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年2月12日取締役会決議)

決議年月日	平成16年2月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外の協力者 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年5月28日取締役会決議)

決議年月日	平成16年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年7月26日取締役会決議)

決議年月日	平成16年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 監査役 2 従業員 16 社外の協力者 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年12月13日取締役会決議)

決議年月日	平成16年12月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1 社外の協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年7月19日取締役会決議)

決議年月日	平成17年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年9月20日取締役会決議)

決議年月日	平成17年9月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年10月17日取締役会決議)

決議年月日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 1 社外の協力者 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年2月20日取締役会決議)

決議年月日	平成18年2月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外の協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年2月20日取締役会決議)

決議年月日	平成18年2月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1 社外の協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月19日取締役会決議)

決議年月日	平成18年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外の協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

(平成19年5月14日取締役会決議)

決議年月日	平成19年5月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 1 従業員 1 社外の協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は創業以来、当期純損失を計上しており、利益配当は実施していません。

当社の医薬品事業については引き続き研究開発活動を実施していく必要があることから、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針です。株主への利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、利益計上された段階において、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当についての方針を検討する所存であります。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項の中間配当を取締役会決議で行うことができる旨、定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	-	-	-	32,850	29,620
最低(円)	-	-	-	20,200	4,050

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成20年3月5日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	9,450	12,120	16,500	21,500	23,600	16,230
最低(円)	4,050	6,650	6,710	11,910	13,160	10,700

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	CEO(最高経営責任者)	中富 一郎	昭和25年12月2日生	昭和53年4月 久光製薬(株)入社 平成3年1月 米国セラテック・インク入社 ビジネス開発担当副社長 平成5年10月 日本セラテック(株)代表取締役社長兼任 平成8年6月 当社代表取締役社長CEO(現任)	(注)3	6,405
取締役	CSO(研究責任者)	加藤 泰己	昭和29年11月24日生	昭和55年4月 協和発酵工業(株)(現協和発酵キリン(株))入社 平成5年4月 同社医薬研究所製剤研究所主任研究員 平成13年11月 同社医薬研究所製剤研究所副所長 平成14年7月 同社医薬研究所製剤研究所所長 平成17年1月 同社医薬研究センター部長 平成17年7月 当社取締役CSO(現任)	(注)3	-
取締役	CFO(財務責任者)兼管理部長	西山 達男	昭和25年8月5日生	昭和49年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成2年10月 (株)M&A情報センター専務取締役 平成10年11月 メース・ピアソンジャパン(株)入社 平成13年11月 (株)エスエムティ専務取締役 平成17年10月 当社入社 CFO 平成18年1月 当社取締役CFO(現任) 平成19年8月 当社管理部長(現任)	(注)3	-
取締役	CBO(事業・開発責任者)	花田 博幸	昭和31年9月15日生	昭和55年4月 久光製薬(株)入社 平成5年1月 生化学工業(株)入社 平成16年6月 同社執行役研究開発本部開発部長 平成17年4月 (株)そーせい開発部門長副社長 平成17年6月 同社取締役副社長兼執行役開発部門長 平成17年7月 アンジェスMG株式会社顧問 平成19年12月 当社顧問 平成20年5月 当社事業開発部長(現任) 平成20年6月 当社取締役CBO(現任)	(注)4	3
取締役		岡野 光夫	昭和24年3月21日生	昭和54年4月 東京女子医科大学医用工学研究施設助手 昭和62年11月 東京女子医科大学医用工学研究施設助教授 平成6年1月 東京女子医科大学医用工学研究施設教授 平成6年1月 米国ユタ大学薬学部アジャクト・プロフェッサー(現任) 平成8年6月 当社取締役(現任) 平成11年4月 東京女子医科大学医用工学研究施設施設長 平成13年4月 東京女子医科大学先端生命医科学研究所所長・教授(現任) 平成13年5月 (株)セルシード取締役(現任)	(注)3	1,411

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		大橋 彰	昭和18年1月7日生	昭和50年4月 近畿大学医学部助教授 昭和53年9月 スイス パーゼル大学客員教授 昭和59年8月 明治乳業(株)ヘルスサイエンス研 究所生科学研究室長 平成10年4月 ファルマシア・アップジョン(株) (現ファイザー(株))研究統括部 長兼メディカルディレクター 平成14年4月 同社サイエンスセンター長 平成15年6月 当社取締役(現任) 平成16年10月 ボシュロム・ジャパン株式会社 取締役研究開発本部長 平成21年2月 同社研究開発本部長(現任)	(注)3	4
監査役 (常勤)		野口 勸四郎	昭和22年5月25日生	昭和45年4月 日本ケミファ(株)入社 平成9年4月 同社営業本部営業管理部長 平成11年12月 (株)化合物安全性研究所取締役総 務部長 平成14年5月 同社常務取締役総務部長 平成20年2月 JFCスポーツバンガード(株)常勤 監査役 平成21年2月 東京ボード工業(株)経営管理部総 務担当部長代理 平成21年2月 同社総務部長 平成21年6月 当社監査役(現任)	(注)5	-
監査役		森嶋 正	昭和23年1月23日生	昭和47年4月 アーサーアンダーセン会計事務 所入所 昭和63年9月 アーサーアンダーセン・パート ナー(現あずさ監査法人)代表 社員 平成5年11月 森嶋公認会計士事務所代表(現 任) 平成11年10月 当社監査役(現任)	(注)6	100
監査役		古田 利雄	昭和37年2月4日生	平成3年4月 弁護士名簿登録(東京弁護士会 入会) 平成3年4月 篠崎芳明法律事務所入所 平成5年4月 古田利雄法律事務所(現弁護士 法人クレア法律事務所)設立・ 代表社員弁護士(現任) 平成18年9月 当社監査役(現任)	(注)6	15
					計	7,938

- (注) 1. 取締役 岡野 光夫、及び大橋 彰は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 野口 勸四郎、森嶋 正及び古田 利雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成21年6月26日開催の定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
4. 平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
5. 平成21年6月26日開催の定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
6. 平成19年9月18日開催の臨時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時まで

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

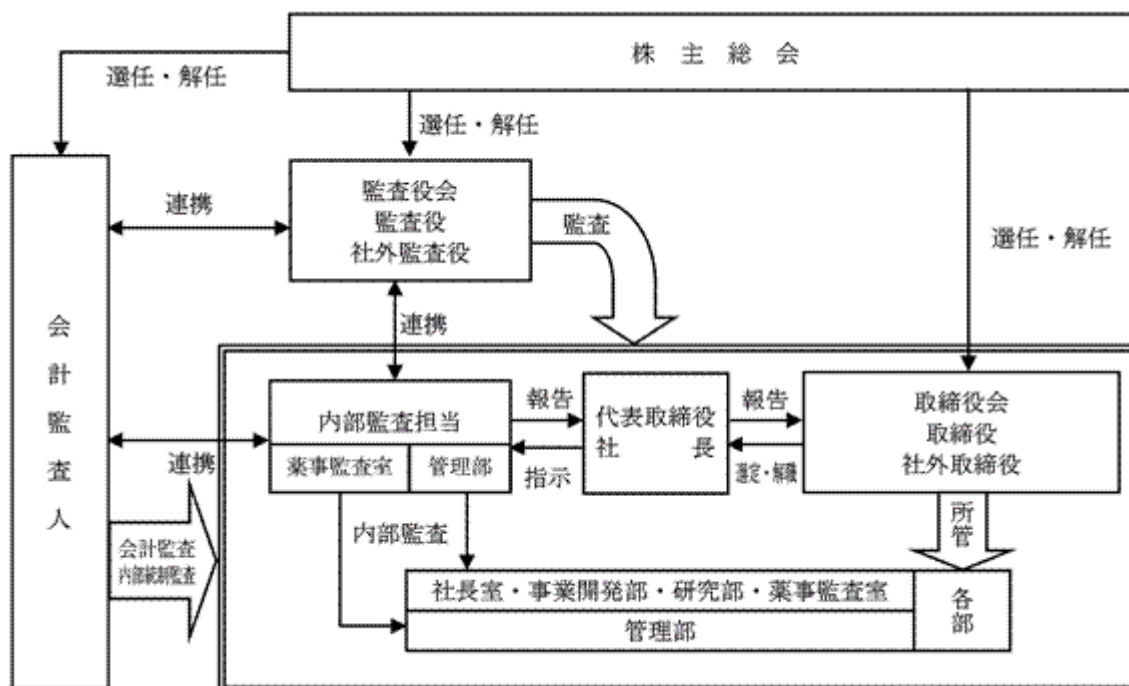
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の状況

- ・当社は監査役制度採用会社であり、同制度のもと、社外取締役と社外監査役を活用することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。
- ・取締役会は定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定機関として安定的かつ機動的な運用しております。取締役会における経営監視機能を充実するため、当社の取締役会の構成は取締役総数6名のうち社外取締役が2名であり、かつ社外取締役は企業経営と医薬事業に精通した人材を登用しております。監査役は常に取締役会に出席し、取締役会の運用状況を監査しております。なお、当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。
- また、当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。
- ・監査役会は定時監査役会を毎月1回、また必要に応じて随時臨時監査役会を開催しております。当社の監査役会の構成は監査役総数3名全員を社外監査役で構成しており、かつ社外監査役は企業経営とコンプライアンスに精通した人材を登用し、取締役会には常に出席し、取締役会の運用状況及び取締役の業務執行状況を監査しております。また常勤監査役は監査役会以外に重要な会議に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。



内部統制システムの整備の状況

- ・当社は、組織規程（職務分掌、職務権限）、稟議規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を明確化するとともに、内部監査により内部牽制の働く組織的な業務運営を行う体制を構築しております。
なお、諸規程については、必要に応じて改訂を行っております。
- ・また、内部監査は、管理部を主管部署として、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。内部監査担当者は3名（相互牽制のため管理部以外からの1名を含む）であり、年間計画に基づき柏本社及び東京オフィスの全ての部署を対象に、業務全般にわたって監査を実施し、監査結果は書面により社長に報告を行い、あわせて常勤監査役にもその写しを提出しております。
- ・当社では、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、特に内部監査担当者及び常勤監査役は、緊密な連携を行い、監査の継続的な改善に努めております。

会計監査の状況

- ・当社は現在、あずさ監査法人と監査契約を締結し、同法人による会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社は監査の結果として監査法人より是正勧告や改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関する是正改善を必要に応じて実施しております。また監査法人は内部監査結果を踏まえ、監査役会と適宜情報交換を行っております。
当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び業務に係る補助者の構成は次のとおりです。
継続監査年数に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しております。

イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員・業務執行社員 市川 一郎

指定社員・業務執行社員 大野 秀則

ロ) 業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

その他 7名

会社と会社の社外取締役、社外監査役の利害関係の概要

- ・社外取締役2名は当社株式3,865株（うち潜在株式2,450株）を、社外監査役2名が当社株式715株（うち潜在株式600株）を保有しており、潜在株も含めた発行済株式総数に対する所有株式数の割合は平成21年3月31日現在で、3.18%です。
- ・社外取締役及び社外監査役と当社の間には、上述以外の利害関係はありません。

会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組の最近1年間における実施状況

- ・社外役員を含む取締役及び監査役が出席する取締役会を毎月1回以上開催し、経営監視機能の強化を図っております。
- ・監査役会を毎月1回以上開催し、監査機能の強化を図っております。
- ・諸規程を導入し、内部統制システムの整備・運用を実施しております。
- ・内部監査制度を導入し、内部統制システムの整備・運用状況の検証を実施しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、医薬品の研究開発を実施する企業として、様々なリスクにさらされております。当社では、これらのリスクを適切に管理するために、上述の内部統制システムのもとにリスク発生時の迅速な情報収集及び指揮命令体制を確立し、リスク対応力の強化を図っております。

また、当社は必要に応じて弁護士等の外部専門家に重要な法的判断等の照会を実施し、これら外部専門家の見解を踏まえた検討を実施しております。

役員報酬の内容

平成21年3月期における当社の役員報酬の内容は以下のとおりです。

取締役の年間報酬総額	71,377千円（うち社外取締役の年間報酬額 5,580千円）
監査役の年間報酬総額	15,720千円（うち社外監査役の年間報酬額 3,720千円）

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

会計監査人との責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるあずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の概要は次のとおりです。

監査受嘱者（あずさ監査法人）の本契約の履行に伴い生じた監査委嘱者（当社）の損害は、会社法第423条第1項の賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

取締役の定数と取締役の選任及び解任の決議要件

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当については、会社法第454条第5項の規定に基づき中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得については、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	-	19,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査所要日数、当社の規模、業務の特性等の要素を勘案した適切な額を決定することとしています。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,302,327	914,865
売掛金	313	43,277
有価証券	452,300	454,136
原材料	59,570	11,431
仕掛品	61,597	-
未収消費税等	15,704	12,924
前払費用	63,150	10,935
未収入金	19	2,163
その他	16	20
流動資産合計	1,955,000	1,449,755
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	31,767	31,767
減価償却累計額	28,778	29,267
建物附属設備(純額)	2,988	2,499
機械及び装置	247,923	234,069
減価償却累計額	223,000	212,650
機械及び装置(純額)	24,923	21,418
工具、器具及び備品	19,850	21,790
減価償却累計額	15,472	16,491
工具、器具及び備品(純額)	4,377	5,299
有形固定資産合計	32,289	29,217
無形固定資産		
実施許諾権	43,216	37,223
電話加入権	149	149
ソフトウェア	1,649	852
無形固定資産合計	45,015	38,225
投資その他の資産		
長期前払費用	2,426	2,643
敷金	9,484	9,484
投資その他の資産合計	11,911	12,128
固定資産合計	89,217	79,572
資産合計	2,044,217	1,529,327

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,861	8,537
未払金	84,948	29,695
未払費用	22,553	19,342
未払法人税等	8,430	7,954
預り金	16,643	5,555
流動負債合計	136,438	71,085
負債合計	136,438	71,085
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,630,093	2,667,589
資本剰余金		
資本準備金	2,611,305	2,648,802
資本剰余金合計	2,611,305	2,648,802
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,333,669	3,858,149
利益剰余金合計	3,333,669	3,858,149
株主資本合計	1,907,729	1,458,242
新株予約権		
新株引受権	50	-
純資産合計	1,907,779	1,458,242
負債純資産合計	2,044,217	1,529,327

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	262,718	353,648
売上原価	68,321	247,308
売上総利益	194,396	106,340
販売費及び一般管理費	1、 2、 4 646,936	1、 2、 6 638,150
営業損失()	452,539	531,810
営業外収益		
受取利息	6,477	7,176
消費税還付加算金等	60	175
その他	278	1,354
営業外収益合計	6,816	8,707
営業外費用		
株式交付費	-	567
為替差損	2,391	71
上場関連費用	43,492	-
営業外費用合計	45,884	639
経常損失()	491,607	523,742
特別利益		
固定資産売却益	-	3 1,661
新株予約権戻入益	-	4 50
特別利益合計	-	1,711
特別損失		
固定資産除却損	3 4	5 29
特別損失合計	4	29
税引前当期純損失()	491,612	522,060
法人税、住民税及び事業税	2,420	2,420
当期純損失()	494,032	524,480

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
材料費	1	15,423	11.9	19,714	10.6
労務費		45,193	34.8	30,207	16.3
経費		69,302	53.3	135,788	73.1
当期総製造費用		129,919	100.0	185,710	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		61,597	
期末仕掛品たな卸高		61,597		-	
当期売上原価		68,321		247,308	
		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1 経費の主な内訳		共同研究費 24,209千円		1 経費の主な内訳	
共同研究費		24,209千円		外注費 123,150千円	
消耗品費		23,274千円		消耗品費 2,786千円	
2 当社の原価計算は実際原価による個別原価計算であります。				2 同左	

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,308,553	2,630,093
当期変動額		
新株の発行	321,540	37,496
当期変動額合計	321,540	37,496
当期末残高	2,630,093	2,667,589
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,289,765	2,611,305
当期変動額		
新株の発行	321,540	37,496
当期変動額合計	321,540	37,496
当期末残高	2,611,305	2,648,802
資本剰余金合計		
前期末残高	2,289,765	2,611,305
当期変動額		
新株の発行	321,540	37,496
当期変動額合計	321,540	37,496
当期末残高	2,611,305	2,648,802
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,839,636	3,333,669
当期変動額		
当期純損失()	494,032	524,480
当期変動額合計	494,032	524,480
当期末残高	3,333,669	3,858,149
利益剰余金合計		
前期末残高	2,839,636	3,333,669
当期変動額		
当期純損失()	494,032	524,480
当期変動額合計	494,032	524,480
当期末残高	3,333,669	3,858,149
株主資本合計		
前期末残高	1,758,681	1,907,729
当期変動額		
新株の発行	643,080	74,993
当期純損失()	494,032	524,480
当期変動額合計	149,047	449,486

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当期末残高	1,907,729	1,458,242
新株予約権		
前期末残高	50	50
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	50
当期変動額合計	-	50
当期末残高	50	-
純資産合計		
前期末残高	1,758,731	1,907,779
当期変動額		
新株の発行	643,080	74,993
当期純損失()	494,032	524,480
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	50
当期変動額合計	149,047	449,536
当期末残高	1,907,779	1,458,242

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	491,612	522,060
減価償却費	14,833	15,758
固定資産除売却損益 (は益)	4	1,632
受取利息	6,477	7,176
売上債権の増減額 (は増加)	3,341	42,963
たな卸資産の増減額 (は増加)	78,295	109,736
未収消費税等の増減額 (は増加)	1,410	2,780
前払費用の増減額 (は増加)	57,627	52,215
買掛金の増減額 (は減少)	2,859	4,675
未払金の増減額 (は減少)	3,943	56,507
未払費用の増減額 (は減少)	2,301	3,211
預り金の増減額 (は減少)	94,280	11,087
その他	4,736	1,902
小計	592,749	461,376
利息の受取額	6,477	7,176
法人税等の支払額	1,900	2,420
営業活動によるキャッシュ・フロー	588,172	456,620
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	14,205	2,970
無形固定資産の取得による支出	4,411	1,500
その他	12	471
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,605	3,998
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	643,080	74,993
財務活動によるキャッシュ・フロー	643,080	74,993
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	36,301	385,625
現金及び現金同等物の期首残高	1,718,325	1,754,627
現金及び現金同等物の期末残高	1,754,627	1,369,002

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他有価証券 時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	原材料・仕掛品 個別法による原価法を採用しております。	原材料 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10～22年 機械装置 4～13年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 実施許諾権については出願に基づく産業財産権の効力を失う期間(8年)に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費 株式交付費は支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(有形固定資産の償却方法に関する会計基準等)</p> <p>平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法については、改正後の法人税法の定めと同一の基準による方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響額は軽微であります。</p>	
	<p>(たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更)</p> <p>たな卸資産については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これにより、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ42,675千円増加しております。</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響はございません。</p>

【追加情報】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響額は軽微であります。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																								
<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は2.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は97.7%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当・報酬</td> <td>126,028千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>329,863千円</td> </tr> <tr> <td>顧問料</td> <td>58,863千円</td> </tr> </table> <p>2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は329,863千円であります。</p> <p>3. 固定資産除却損の内容は、不稼働資産の廃棄に伴う器具備品除却損(4千円)であります。</p> <p>4. 一般管理費に属する研究開発費は、独立行政法人医薬基盤研究所からの収入とそれに係る経費を相殺して計上しております。</p> <p>相殺前の経費および相殺額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>相殺前の金額</td> <td>533,111千円</td> </tr> <tr> <td>相殺額</td> <td>203,247千円</td> </tr> </table>	給与手当・報酬	126,028千円	研究開発費	329,863千円	顧問料	58,863千円	相殺前の金額	533,111千円	相殺額	203,247千円	<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は6.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は93.8%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当・報酬</td> <td>136,256千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>295,594千円</td> </tr> <tr> <td>顧問料</td> <td>44,479千円</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td>32,514千円</td> </tr> </table> <p>2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は295,594千円であります。</p> <p>3. 固定資産売却益の内容は、不稼働資産の売却に伴う機械装置売却益(1,661千円)等であります。</p> <p>4. 新株引受権付社債に係る当事業年度における権利不行使による失効が生じた為の利益計上額及び科目名</p> <table> <tr> <td>特別利益(新株予約権戻入益)</td> <td>50千円</td> </tr> </table> <p>5. 固定資産除却損の内容は、不稼働資産の廃棄に伴う器具備品除却損(29千円)であります。</p> <p>6. 一般管理費に属する研究開発費は、独立行政法人医薬基盤研究所からの収入とそれに係る経費を相殺して計上しております。</p> <p>相殺前の経費および相殺額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>相殺前の金額</td> <td>401,626千円</td> </tr> <tr> <td>相殺額</td> <td>106,032千円</td> </tr> </table>	給与手当・報酬	136,256千円	研究開発費	295,594千円	顧問料	44,479千円	租税公課	32,514千円	特別利益(新株予約権戻入益)	50千円	相殺前の金額	401,626千円	相殺額	106,032千円
給与手当・報酬	126,028千円																								
研究開発費	329,863千円																								
顧問料	58,863千円																								
相殺前の金額	533,111千円																								
相殺額	203,247千円																								
給与手当・報酬	136,256千円																								
研究開発費	295,594千円																								
顧問料	44,479千円																								
租税公課	32,514千円																								
特別利益(新株予約権戻入益)	50千円																								
相殺前の金額	401,626千円																								
相殺額	106,032千円																								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	88,013	34,950	-	122,963
合計	88,013	34,950	-	122,963

(注) 普通株式の株式数の増加34,950株は、公募増資の実施による増加30,000株、第三者割当増資の実施による増加4,950株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
第3回新株引受権	普通株式	200	-	-	200	50
合計	-	200	-	-	200	50

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式 数（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末株式 数（株）
発行済株式				
普通株式	122,963	4,116	-	127,079
合計	122,963	4,116	-	127,079

（注）普通株式の株式数の増加4,116株は、第三者割当増資の実施による増加4,116株であります。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当事業年度 末残高 （千円）
		前事業年度 末	増加	減少	
第3回新株引受権	普通株式	200	-	200	-
合計	-	200	-	200	-

（注）第3回新株引受権の当事業年度減少200株は、権利未行使のまま行使期間満了を迎え失効したことによるものであります。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）		当事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。 （平成20年3月31日現在）		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。 （平成21年3月31日現在）	
現金及び預金勘定	1,302,327千円	現金及び預金勘定	914,865千円
有価証券（MMF）	452,300千円	有価証券（MMF）	454,136千円
現金及び現金同等物	1,754,627千円	現金及び現金同等物	1,369,002千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外のファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース 取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引につい ては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理に よっており、その内容は以下のとおりであります。			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額			
	取得価額相 当額	減価償却累計 額相当額	期末残高相 当額		取得価額相 当額	減価償却累計 額相当額	期末残高相 当額
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
工具、器具及び 備品	7,827	3,016	4,811	工具、器具及び 備品	7,813	4,739	3,073
合計	7,827	3,016	4,811	合計	7,813	4,739	3,073
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内		1,728千円		1年内		1,768千円	
1年超		3,168千円		1年超		1,399千円	
合計		4,896千円		合計		3,168千円	
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料		1,822千円		支払リース料		1,823千円	
減価償却費相当額		1,731千円		減価償却費相当額		1,721千円	
支払利息相当額		131千円		支払利息相当額		94千円	
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
・ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。				同左			
支払利息相当額の算定方法				支払利息相当額の算定方法			
・ リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差 額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。				同左			

(有価証券関係)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
其他有価証券 MMF	452,300	454,136

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(ストックオプション等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	第3回新株引受権付社債に附された新株引受権	第1回ストックオプション・プラン新株引受権
付与対象者の区分及び人数	社債引受会社 1社	当社の取締役 3名 当社の監査役 1名 当社の従業員 14名 認定支援者 6名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 2,900株	普通株式 4,800株
付与日	平成14年2月4日	平成14年2月28日
権利確定条件	-	・対象者は本新株引受権の行使時に当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は認定支援者であることを要する。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月を経過するまでは、本新株引受権を行使することができない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年2月1日から平成21年1月31日まで	平成16年2月1日から平成23年11月30日まで
	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 4名	当社の取締役 1名 当社の従業員 3名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 190株	普通株式 320株
付与日	平成15年2月1日	平成15年8月11日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場に上場した日より6ヶ月経過した日までは行使することができない。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年10月26日から平成24年10月25日まで	同左

	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 2名	社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 390株	普通株式 300株
付与日	平成15年10月22日	平成16年2月28日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場に上場した日より6ヶ月経過した日までには行使することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の株式公開日までに、協力関係たる地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年10月26日から平成24年10月25日まで	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで
	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 4名 当社の監査役 2名 当社の従業員 22名 社外協力者 7名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 2,000株	普通株式 7,380株
付与日	平成16年5月31日	平成16年9月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで	同左

	第2回新株予約権(ほ)	第3回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名 社外協力者 2名	当社の取締役 1名 当社の従業員 6名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 1,320株	普通株式 1,300株
付与日	平成17年1月14日	平成17年9月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで
	第3回新株予約権(ろ)	第3回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社の監査役 1名 社外協力者 5名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 500株	普通株式 650株
付与日	平成17年10月1日	平成17年11月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで	同左

	第3回新株予約権(に)	第4回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社の従業員 2名 社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 50株	普通株式 300株
付与日	平成18年3月1日	同左
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで	平成20年2月1日から平成28年1月31日まで
	第4回新株予約権(ろ)	第4回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名 社外協力者 1名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 250株	普通株式 80株
付与日	平成18年7月1日	平成19年1月22日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年2月1日から平成28年1月31日まで	同左

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役 1名 当社の従業員 2名 社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの数 (*)	普通株式 250株
付与日	平成19年5月14日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	平成21年3月10日から平成29年3月9日まで

* 株式の種類別のストックオプションの数については株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及び変動状況

ストックオプションの数

	第3回新株引受権付 社債に附された新株 引受権	第1回ストックオプ ション・プラン新株 引受権	第1回新株予約権 (い)	第1回新株予約権 (ろ)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	4,460	190	270
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	4,460	190	270
権利確定後 (株)				
前事業年度末	200	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	200	-	-	-

	第1回新株予約権 (は)	第2回新株予約権 (い)	第2回新株予約権 (ろ)	第2回新株予約権 (は)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	100	300	1,340	7,250
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	300	1,340	7,250
未確定残	100	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	300	1,340	7,250
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	300	1,340	7,250

	第2回新株予約権 (ほ)	第3回新株予約権 (い)	第3回新株予約権 (ろ)	第3回新株予約権 (は)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	1,200	1,050	500	650
付与	-	-	-	-
失効	100	-	-	100
権利確定	1,100	1,050	500	550
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	1,100	1,050	500	550
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	1,100	1,050	500	550

	第3回新株予約権 (に)	第4回新株予約権 (い)	第4回新株予約権 (ろ)	第4回新株予約権 (は)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	50	300	250	80
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	50	300	250	80
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	50	300	250	80
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	50	300	250	80

	第5回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	250
失効	-
権利確定	-
未確定残	250
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第3回新株引受権 付社債に附された 新株引受権	第1回ストックオ プション・プラン 新株引受権	第1回新株予約権 (い)	第1回新株予約権 (ろ)
権利行使価格(円)	41,018	50,000	50,000	50,000
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-	-	-

	第1回新株予約権 (は)	第2回新株予約権 (い)	第2回新株予約権 (ろ)	第2回新株予約権 (は)
権利行使価格(円)	50,000	47,015.4	47,015.4	47,015.4
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-	-	-

	第2回新株予約権 (ほ)	第3回新株予約権 (い)	第3回新株予約権 (ろ)	第3回新株予約権 (は)
権利行使価格(円)	47,015.4	47,015.4	47,015.4	47,015.4
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-	-	-

	第3回新株予約権 (に)	第4回新株予約権 (い)	第4回新株予約権 (ろ)	第4回新株予約権 (は)
権利行使価格(円)	77,700.8	77,700.8	77,700.8	77,700.8
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-	-	-
	第5回新株予約権			
権利行使価格(円)	48,176			
単位当たりの本源的価値(付与日)	-			

2. ストックオプションの単位当たりの本源的価値の見積方法

収益還元方式と時価純資産方式の折衷法により算定した自社の株式評価額から行使価格を控除して算定しております。

3. ストックオプションの当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 財務諸表への影響額

当事業年度における財務諸表への影響はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 新株引受権付社債に係る当事業年度における権利不行使による失効が生じた為の利益計上額及び科目名
特別利益（新株予約権戻入益） 50千円
2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストックオプションの内容

	第3回新株引受権付社債に附された新株引受権	第1回ストックオプション・プラン新株引受権
付与対象者の区分及び人数	社債引受会社 1社	当社の取締役 3名 当社の監査役 1名 当社の従業員 14名 認定支援者 6名
株式の種類別のストックオプションの数（*）	普通株式 2,900株	普通株式 4,800株
付与日	平成14年2月4日	平成14年2月28日
権利確定条件	-	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は本新株引受権の行使時に当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は認定支援者であることを要する。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月を経過するまでは、本新株引受権を行使することができない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年2月1日から平成21年1月31日まで	平成16年2月1日から平成23年11月30日まで

	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 4名	当社の取締役 1名 当社の従業員 3名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 190株	普通株式 320株
付与日	平成15年2月1日	平成15年8月11日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場に上場した日より6ヶ月経過した日までには行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年10月26日から平成24年10月25日まで	同左

	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 2名	社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 390株	普通株式 300株
付与日	平成15年10月22日	平成16年2月28日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場に上場した日より6ヶ月経過した日までには行使することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の株式公開日までに、協力関係たる地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年10月26日から平成24年10月25日まで	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで

	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 4名 当社の監査役 2名 当社の従業員 22名 社外協力者 7名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 2,000株	普通株式 7,380株
付与日	平成16年5月31日	平成16年9月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで	同左

	第2回新株予約権(ほ)	第3回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名 社外協力者 2名	当社の取締役 1名 当社の従業員 6名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 1,320株	普通株式 1,300株
付与日	平成17年1月14日	平成17年9月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで

	第3回新株予約権(ろ)	第3回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社の監査役 1名 社外協力者 5名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 500株	普通株式 650株
付与日	平成17年10月1日	平成17年11月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで	同左

	第3回新株予約権(に)	第4回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社の従業員 2名 社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 50株	普通株式 300株
付与日	平成18年3月1日	同左
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで	平成20年2月1日から平成28年1月31日まで

	第4回新株予約権(ろ)	第4回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名 社外協力者 1名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 250株	普通株式 80株
付与日	平成18年7月1日	平成19年1月22日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年2月1日から平成28年1月31日まで	同左
	第5回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役 1名 当社の従業員 2名 社外協力者 1名	
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 250株	
付与日	平成19年5月14日	
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。	
対象勤務期間	対象の定めはありません。	
権利行使期間	平成21年3月10日から平成29年3月9日まで	

* 株式の種類別のストックオプションの数については株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及び変動状況

ストックオプションの数

	第3回新株引受権付社債に附された新株引受権	第1回ストックオプション・プラン新株引受権	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	4,460	190	270
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	4,460	190	270
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	200	-	-	-
権利確定	-	4,460	190	270
権利行使	-	-	-	-
失効	200	30	-	20
未行使残	-	4,430	190	250

	第1回新株予約権 (は)	第2回新株予約権 (い)	第2回新株予約権 (ろ)	第2回新株予約権 (は)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	100	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	100	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	300	1,340	7,250
権利確定	100	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	350
未行使残	100	300	1,340	6,900

	第2回新株予約権 (ほ)	第3回新株予約権 (い)	第3回新株予約権 (ろ)	第3回新株予約権 (は)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	1,100	1,050	500	550
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	300	-	-
未行使残	1,100	750	500	550

	第3回新株予約権 (に)	第4回新株予約権 (い)	第4回新株予約権 (ろ)	第4回新株予約権 (は)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	50	300	250	80
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	150	150	80
未行使残	50	150	100	-

	第5回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	250
付与	-
失効	-
権利確定	250
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	250
権利行使	-
失効	70
未行使残	180

単価情報

	第1回ストックオプション・プラン 新株引受権	第1回新株予約権 (い)	第1回新株予約権 (ろ)	第1回新株予約権 (は)
権利行使価格(円)	50,000	50,000	50,000	50,000
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-	-	-

	第2回新株予約権 (い)	第2回新株予約権 (ろ)	第2回新株予約権 (は)	第2回新株予約権 (ほ)
権利行使価格(円)	46,082.7	46,082.7	46,082.7	46,082.7
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-	-	-

	第3回新株予約権 (い)	第3回新株予約権 (ろ)	第3回新株予約権 (は)	第3回新株予約権 (に)
権利行使価格(円)	46,082.7	46,082.7	46,082.7	75,774.3
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-	-	-

	第4回新株予約権(い)	第4回新株予約権(ろ)	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	75,774.3	75,774.3	47,206
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-	-

(注)権利行使価格が前事業年度から変更になっておりますが、当事業年度中に実施した第三者割当増資にともない、権利行使価格の調整を行ったことによるものです。

3. ストックオプションの単位当たりの本源的価値の見積方法

収益還元方式と時価純資産方式の折衷法により算定した自社の株式評価額から行使価格を控除して算定しております。

4. ストックオプションの当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

5. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び負債の発生的主要原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び負債の発生的主要原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 1,252,904千円	繰越欠損金 1,398,610千円
減価償却超過額 32,081千円	減価償却超過額 24,054千円
一括償却資産 219千円	たな卸資産 17,283千円
未払費用 3,332千円	未払費用 3,196千円
その他 89千円	その他 745千円
小計 1,288,627千円	小計 1,443,890千円
評価性引当金 1,288,627千円	評価性引当金 1,443,890千円
繰延税金資産合計 -千円	繰延税金資産合計 -千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載していません。	同左

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
関連会社がないため、該当事項はありません。	同左

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,514.65円	1株当たり純資産額	11,475.09円
1株当たり当期純損失金額	5,464.79円	1株当たり当期純損失金額	4,194.57円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しているため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しているため記載していません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純損失(千円)	494,032	524,480
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	494,032	524,480
期中平均株式数(株)	90,402.75	125,037.91
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権等17種類(対象となる株式数18,240株)。新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権等15種類(対象となる株式数16,890株)。新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等(千口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有 価証券	(証券投資信託受益証券) MMF(1銘柄)	454,136	454,136
		計	454,136	454,136

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	31,767	-	-	31,767	29,267 (25,285)	488	2,499
機械及び装置	247,923	2,083	15,937	234,069	212,650 (125,993)	5,005	21,418
工具、器具及び備品	19,850	2,141	201	21,790	16,491 (11,282)	1,212	5,299
有形固定資産計	299,540	4,224	16,138	287,627	258,409 (162,561)	6,707	29,217
無形固定資産							
実施許諾権	54,800	1,000	-	55,800	18,576	6,992	37,223
電話加入権	149	-	-	149	-	-	149
ソフトウェア	4,216	-	232	3,983	3,131	796	852
無形固定資産計	59,166	1,000	232	59,933	21,707	7,789	38,225
長期前払費用	7,282	2,250	2,732	6,800	4,156	2,033	2,643

(注) 1. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄の()内は内書で減損損失累計額であります。

2. 当期増加額の主なもの

機械及び装置	医薬品製造機器等	2,083千円
工具、器具及び備品	オフィス用備品等	2,141千円
実施許諾権	自社研究用知的財産権	1,000千円

3. 当期減少額の主なもの

機械及び装置	医薬品製造機器等	15,937千円
--------	----------	----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	102
預金	
普通預金	104,763
定期預金	810,000
計	914,763
合計	914,865

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Debiopharm S.A.	40,000
一丸ファルコス株式会社	3,150
国立大学法人東京大学	126
合計	43,277

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
313	353,970	311,006	43,277	87.8	22.5

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

原材料

品名	金額(千円)
研究用試薬等	11,431
合計	11,431

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
川原油化株式会社	3,734
コア商事株式会社	2,100
家田ケミカル株式会社	1,519
東海ケミー株式会社	616
その他	566
合計	8,537

(3) 【その他】

当事業年度における各四半期会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高 (千円)	100	150,944	134,399	68,205
税引前 四半期純損失金額 (千円)	222,452	65,976	145,502	88,128
四半期純損失金額 (千円)	223,057	66,581	146,107	88,733
1株当たり 四半期純損失金額 (千円)	1,814.02	541.08	1,149.73	698.26

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事情が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.nanocarrier.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第12期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月27日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成20年9月18日関東財務局長に提出

事業年度（第12期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第13期第1四半期）（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月14日関東財務局長に提出

（第13期第2四半期）（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）平成20年11月14日関東財務局長に提出

（第13期第3四半期）（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）平成21年2月13日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成20年11月21日関東財務局長に提出

（第13期第2四半期）（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大野 秀則
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大野 秀則
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。